

神奈川県児童相談所保健師業務15年間のまとめ

令和6年3月

神奈川県児童相談所保健担当者会議

目次

はじめに	1
あいさつ ～県児童相談所保健師配置15年を振り返り思うこと～	2
福祉子どもみらい局中央児童相談所長	栗山 仁
健康医療局健康増進課副課長	小野聡枝
福祉子どもみらい局平塚児童相談所長	杉山 徹
福祉子どもみらい局大和綾瀬地域児童相談所子ども支援課長	原 和子
I 県児童相談所における保健師業務	5
1 保健師配置の経緯	5
2 保健師配置状況等	5
3 保健師の活動形態と業務内容	6
(1) 活動形態	6
(2) 業務内容	6
4 保健師支援の決定	7
5 保健師業務の実際	8
(1) 業務内容別割合	8
(2) 業務内容別の実績	9
(3) 児童相談所保健師の具体的な業務の一例	13
(4) 新型コロナウイルス感染症の対応	17
II 保健師業務15年間の実績	22
1 会議・実績等	22
2 研究15年間のまとめ	28
III 保健師業務15年間のまとめと今後の取組み	30
1 保健師業務10年間のまとめについて	30
2 保健師業務11年～15年間のまとめについて	30
3 課題と今後の取組み	31
IV 児童相談所勤務経験のある保健師からの一言	34
資料編	38
・ 県児童相談所の概要	
・ 機構・職員配置	
・ 虐待相談対応の状況	
参考資料	44

はじめに

本冊子は、児童相談所に保健師が配置されて15年の節目に、児童相談所保健師の配置の経緯や活動内容、成果および課題等をまとめたものです。

神奈川県における児童虐待対応件数は全国と同様、増加の一途をたどっており、不適切な養育が影響を及ぼしているものだけでなく、車内放置など子どもの生命に関わるものや重篤な事件もあります。

これらは、社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、それには、発生予防から早期発見、早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要とされています。

このような背景の中で、児童虐待対応の体制強化のために本県では平成19年度から保健師が配置されました。全国的にも保健師の専門性を生かした児童相談所の保健師活動モデルはなく、県保健師が経験するはじめての児童相談所業務であり、児童相談所における保健師業務のあり方と必要な知識・技術を模索しながらの活動でした。

平成23年4月には5つの県内全児童相談所に保健師が配置され、令和3年4月には6番目の大和綾瀬地域児童相談所が新設された際にも保健師が配置され、現在に至っています。

保健師は日々の活動の中で、不適切養育や頭部外傷をはじめとする外傷、性的虐待などにより心身にダメージを受けた多くの子どもたちや家族に接し、緊急度や重篤度を保健医療の視点でアセスメントを行い、チームの一員として組織の意思決定に尽力しています。先代の児童相談所保健師たちが積み上げて来た活動は、引き継がれた保健師によって、さらに発展的な活動になり、今後の新たな課題や取り組むべき内容の展開に繋がっています。

保健師配置10年目にあたる平成28年には保健師の配置が児童福祉法の改正により明記されました。児童相談所への保健師配置が法律上にも明記された年でもあり、その意義は大きいと思います。

さらに、令和元年の児童福祉法の改正で、「児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ1人以上含まなければならないこと」と規定され、令和4年度には「新たな児童虐待防止対策総合強化プラン」による体制強化が示されました。

一方で、児童相談所に保健師の複数配置や新たな部署への配置、母子保健経験の少ない若い世代の保健師たちへの継承、フォローアップ体制などの課題もあります。

令和2年1月に県内で初めての新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、流行禍では職場内感染対策や一時保護所での感染対策、濃厚接触児童の一時保護における感染予防体制づくりなど、感染対策の中心を担いました。

この「県児童相談所保健師業務15年間のまとめ」が、保健師活動の経緯や成果、現状の課題や新たな役割の可能性を示すことによって、次世代の児童相談所保健師の手引きとして、関係者の児童相談所の保健師業務の理解の一助として参考になればと思っています。

ここに改めて、協力して下さった、児童相談所職員の皆様をはじめ、関係者の皆様に感謝を伝えるとともに、子どもたちのより健全な成長に繋がればありがたいと考えています。

令和6年3月

神奈川県児童相談所保健担当者会議

あいさつ ～県児童相談所保健師配置15年を振り返り思うこと～

神奈川県児童相談所保健師の軌跡

福祉子どもみらい局中央児童相談所 所長 栗山 仁

平成7年度の途中から、私は、厚木児童相談所の児童相談員として勤務していました。その頃の児童相談所は、非行相談が減り始め、不登校や学校不適応児が増加し、発達障害という概念が広まりつつある時期でした。平成10年を過ぎると、虐待相談の増加の兆しははっきりと見え始めます。それでも今は当たり前に使われている「介入」という言葉や概念もあまり強くなく、「どのような理由で家庭に入っていくか…」「突然、児童相談所ですと言って、家に入れてくれるか…」「ニーズのない家族と相談関係が結べるのか…」と多くの葛藤を抱え、個々のケースと向き合っていた頃です。ある事例で介入の糸口が見いだせず悩んでいた私に、上司から「保健師さんに相談してみたら…」と助言があり、藁をもつかむ思いで保健福祉事務所の保健師（彦根さん）に相談に行き、家庭訪問のシナリオを作り、時にあたかもメインが保健師訪問で児童相談所は付き添いのようにして、互いの所属で了解を得ながら進めていた事を思い出します。また、日々の相談業務に加え、「ネットワーク推進事業」と「学校コンサルテーション事業」に関わりました。この2つの事業は当時の自分の力量からは、とても負担の大きな事業でしたが、振り返ると機関連携の方法やそこでの人との出会いは、今も大切な財産となっています。

近代児童相談所の幕開けは、言うまでもなく、平成12年の児童虐待防止法の施行にあったと思います。施行以前に児童相談所を経験している職員と、それ以降に入った職員とケースワークの組み立てが異なると言われたことがあります。前者は、家族を重んじ時間をかけ、その変化を受け止めていく、後者はスピード感を重んじ、システムチックに適切な一時保護を判断していく、ある意味「昭和の児童相談所からの脱却」であったように思います。

平成19年4月…全国の先駆けとも言える中央児童相談所に、念願であった1名の保健師がモデル的に配置されます。20年に一時保護所設置児童相談所に3名、23年には全所で5名に、そして令和3年大和綾瀬地域児童相談所が設置され、現在の保健師6名体制となっています。これまで、個々の保健師の工夫と努力によって、市町村や保育所、教育機関等への支援や実践、児童相談所や児童福祉施設での児童への性教育、児童福祉司等との同行訪問や性に関する課題のある児童の個別指導、管内医療機関との連携強化など、多岐にわたる実績とノウハウの蓄積がされてきました。

令和2年1月、世界中を恐怖に陥れ、未知との闘いとも言える新型コロナウイルスの猛威が広がり始めます。当時、近代医療においても予防や治療方法が確立していない、場合によって死と直面するというウイルス…児童相談所の特性から、昼夜問わず一時保護が求められ、「コロナだから…」という理由で断る訳にはいかない、それに加え、職員の健康管理はどうするのか…速やかに本庁を交え協議するも、その場で解決策が出るわけでもなく、他の自治体の対応策をそのまま導入することもできず、結果的に県独自の策として濃厚接触児童の一時保護を、休止している民間児童養護施設のスペースを借り、県児童相談所全体で職員を派遣し対応チームを構成する事となりました。最初の混乱期に大きな役割を担ってくれたのが、児童相談所保健師チームでした。児童相談所自体の感染防止対策だけでも大変な時期、在宅児童の受診や入院先の確保も行いながらの対応となりました。迅速かつ的確に指導してくれた事に心から感謝いたします。

令和6年は、児童福祉法の一部改正が施行されます。多くの課題が頭出しされ、対応が求められ、新たな「令和の児童相談所」を築き上げていく時期です。チーム児相としての保健師の更なる活躍を期待します。

平成 19 年 4 月に中央児童相談所に初めて保健師が配置され、その後、平成 23 年度には、全児童相談所に 1 名ずつ配置となり、令和 5 年度までに 23 名の保健師が児童相談所に配置されています。

全国的には、平成 28 年の児童福祉法改正の中で、児童相談所に「医師又は保健師の配置」が示され、同年、専門職の配置や資質の向上の強化のために策定された「児童相談所強化プラン（平成 28～31 年度まで）では、保健師の配置目標が平成 29 年度までに 210 名とされました。更に、令和元年の児童福祉法改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）により、「児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ 1 人以上含まなければならないこと」と規定され、これらのことにより、全国的にも児童相談所への保健師配置が進んでいるのではと思います。

神奈川県では、平成 19 年度に「児童虐待防止対策に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会」において、児童相談所における保健面での課題や保健師の役割、機能について業務モデルが検討され、その結果、保健師の専門性を発揮できるよう、児童福祉司職ではなく、保健師職として配置することとされました。

このことは、児童相談所に保健師配置が進む中でも好事例として注目され、全国的な研修の講師や調査研究委員などの依頼をいただき、児童相談所保健師の活動状況を他の自治体にお伝えする役割も果たしていると思います。また、地域の母子保健側の立場としても、児童相談所に保健師が配置されていることにより、様々な相談がしやすくなり、児童相談所との連携が取りやすくなったのも大きな成果だと思います。

日常業務では、従来の活動に加え、地域の医療機関とのネットワークづくりや市町村母子保健担当者との研修企画、パパカードの作成、里親への支援、思春期教育等、より一層活動の範囲を広げ、児童虐待予防の地域づくりを目指した活動を展開しています。更に、新型コロナウイルス感染症の対応においては、一時保護児童への感染対策、職員への感染対策、濃厚接触児童の一時保護対応等を保健師が精力的に活動し、役割を十二分に発揮できたのではと思います。これらのことは、児童相談所で、保健師の専門性を発揮し活動しやすい環境づくりをしていただいていることが大きい要因である、と感謝しております。

保健師を取り巻く現状としては、神奈川県の行政保健師の数は人口10 万人当たり13.1人で、全国 22.2人を大きく下回り、都道府県別で最下位となっており、慢性的な保健師不足が続いています（令和 3 年度地域保健・健康増進事業報告）。このような背景を踏まえ、人口10万人当たりの保健師数を全国平均並みに目指すことが必要であると考え、人材確保に取り組んでいます。また、不足の年代を補うとともに、現場で即戦力となる人材確保を目的とし、平成30年度（試験実施年度）より経験者採用を開始しました。この採用で入職した保健師も児童相談所に配置され、入職前の幅広い経験を活かしながら、多角的な視野をもって児童相談所での業務に当たっていただいています。

令和 4 年度の児童虐待相談対応件数は21万件を超えており、過去最多を更新し続けています。このような状況の中で、子どもの健康と暮らしを守るために、児童虐待の早期対応と未然防止について、引続き児童相談所の中で保健師の役割を発揮していただきたいと思います。そして、児童相談所業務を経験した保健師が増えることにより、地域での予防的視点の重視、早期発見などの母子保健機能の強化がより一層進むことを期待します。

保健担当者会議の担当課長として振り返る

福祉子どもみらい局平塚児童相談所 所長 杉山 徹
(平成30年度～令和元年担当)

平成18年12月に神奈川県の子童福祉審議会から意見具申された「児童相談所の在り方検討小委員会」の報告書の中で、「保健的側面からアセスメント・保護者等への指導、地域保健機関との連携、一時保護児童の健康管理等を強化するため、全ての児童相談所に保健師を配置することが望ましい」との提言を受け、平成19年4月に中央児童相談所に保健師が1名配置されました。

保健師の専門性は、看護学をベースに医療・保健的視点で子どもや親を把握し、地域の母子保健や医療機関などとの連携調整を行うことができるものと期待され、保健師の専門性を活かすために、神奈川県では児童福祉司ではなく、所管地域の中で広域的に専門性を発揮できる保健師として配置し、他職種や関係機関との連携を重層的に推進できるよう、児童相談所内での保健師の機能・役割を位置付け、歩み始めたと記憶しています。

平成21年11月に開催された第15回日本子ども虐待防止学会埼玉大会にて、児童相談所における保健師の機能役割についてパネラーとして参加させていただき、「保健師への期待」等について、児童相談所関係者の間で熱く論議されていました。

平成25年には「児童相談所保健師マニュアル」が作成され、「児童福祉司、児童心理司等と協働のもと、保健医療に関する専門性を活かしながら活動する」とまとめられ、令和2年の改訂版でもその意は引き継がれています。

また、協働という観点からも各児童相談所に配置される保健師間での情報交換だけでなく、子ども支援課長を交えた保健担当者会議では、その時々抱える児童相談所の課題等について保健師の視点を交え検討・整理され、「神奈川県児童相談所保健師業務の10年間のまとめ」が発刊されました。このような神奈川県の児童相談所保健師の取組みは、全国的にも注目されるもので、多くの問合せや視察などを受け、少なからず全国の児童相談所に刺激を与えていると思います。

改めて15年の歩みを振り返ることで、児童福祉司・児童心理司・保健師による協働の重要性を再認識し、これから先もともに取り組んでいきたいと考えます。

先駆的な神奈川県保健師を誇りに思い、益々の活躍に期待しています。

福祉子どもみらい局大和綾瀬児童相談所子ども支援課 課長 原和子
(令和2年度～令和5年度担当)

令和2年突如発生したコロナの大きな波に飲み込まれ、児童相談所中でも特に児童相談所保健師の方々にはさらなる大変さが押し掛かっていくことになりました。当初、感染力の強さや症状によっては死につながるといった状況がある中、一時保護児童や児童相談所職員をどう感染から守るかということに日々迫られていきました。

県児童相談所では、濃厚接触児童の一時保護について、施設を借上げ、児童相談所職員がシフトを組んで対応するといった方針を打ち出しました。その方針のもと、保健師の方々を中心に借上げ施設のゾーン分け、必要物品のリストアップや準備、マニュアル作りなど多岐にわたって昼夜問わずの打ち合わせのもとに整え、運用を始めました。N95マスクの存在さえ知らなかった児童相談所職員への研修や運用時のチームリーダーとしての役割を担い、結果、令和2年度からの3年間で実人数20人、開設130日の実施をしています。

また、同時に一時保護所で発生するコロナを含めた感染症への対応にも並行してあたるなど、6人の保健師の方々の“八面六臂の大活躍”無くしては成り立たなかったと思います。

これらの活躍については、令和2年「濃厚接触児童の一時保護に係る保健師チーム」として福祉子どもみらい局長表彰を受けています。また、令和5年度の紀要や書籍に詳細をまとめてもいます。

頭部外傷や精神疾患を持つ保護者への対応、健康教育といったことはもとより、地域の保健師の方々との連携、障害児（施設含む）への性教育、公的保護が必要な医ケア児などへ対象の範囲は広がるばかりの上、経験の浅い児童相談所職員に向けての保健学習シリーズの発信にも取り組み、それぞれ所では保健師1人という職場環境の中での活躍には本当に頭が下がります。

お一人で八面六臂ですから、県の6児童相談所としては48の顔と36の腕を持たせて頂いていることを感謝し、十分に噛みしめ、今後もともに児童相談所業務にあたっていきたいと思っています。

I 県児童相談所における保健師業務

1 保健師配置の経緯

平成18年12月に県児童福祉審議会から意見具申された「児童相談所のあり方小委員会報告書」に、「保健的側面から、アセスメント、保護者への指導、地域の保健機関との連携、一時保護児童の健康管理等を強化するため、すべての児童相談所に保健師を配置することが望ましい」と明記されました。これを受けて、平成19年4月に中央児童相談所子ども支援課に保健師1名がモデル的に配置され、「児童虐待防止対策に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会」において、児童相談所における保健面の課題や保健師の役割、機能についての業務モデルが検討されました。その結果、保健師は地区担当児童福祉司ではなく、所管地域の中で広域的に専門性を発揮するためにあくまで保健師としての位置づけで配置されることとなりました。

平成20年4月に旧相模原児童相談所、厚木児童相談所、平成23年4月に鎌倉三浦地域児童相談所、小田原児童相談所に配属となり全児童相談所に保健師が配置されました。相模原市が政令指定都市となったことに伴い相模原市児童相談所が設置され、平成22年4月から大和市のみを所管する県北地域児童相談所となり平成26年3月に廃止され、平成26年4月から平塚児童相談所が新設されました。その後、令和3年度に大和綾瀬地域児童相談所が設置され、現在、中央、平塚、鎌倉三浦地域、小田原、厚木、大和綾瀬地域児童相談所の全児童相談所に保健師の配置が継続されています。

2 保健師配置状況等

- (1) 平成19～28年度各児童相談所の保健師の配置は1人であり延15人でした。児童相談所配属時の保健師経験年数はほぼ全員が約20年以上でした。配属期間は11人中9人が3年間、2年間と4年間が各1人でした。
- (2) 平成29年以降も各児童相談所1名ずつの配置が続き、令和3年度に開設された大和綾瀬地域児童相談所にも1名配置されました。平成19年～令和3年度までの配置延べ人数は23人でした。令和3年度末までの異動者の配属期間は17人中2年間が2人、3年間が9人、4年間が6人でした。
- (3) 令和2年度からは経験者採用保健師が児童相談所に配属されるようになりました。経験者採用保健師の経験業務は様々ですが、ほぼ全員が県や市町村での母子保健業務、虐待対応業務を経験していました。

3 保健師の活動形態と業務内容（神奈川県児童相談所保健師マニュアル等より）

(1) 活動形態

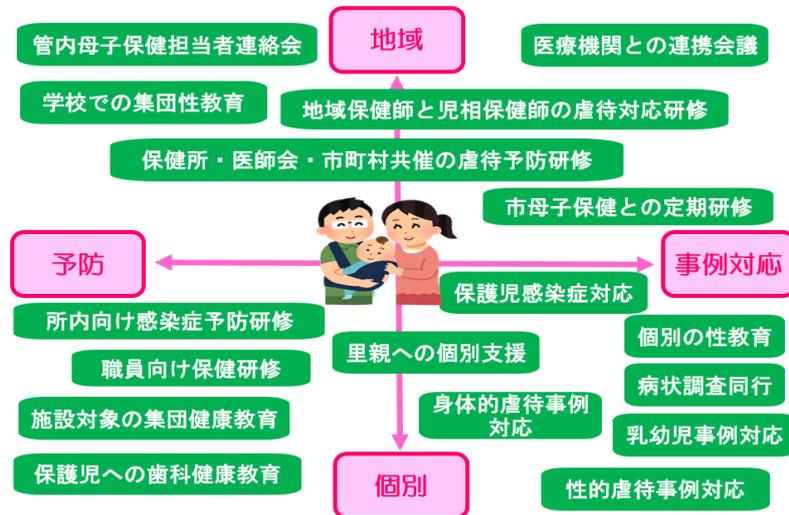
- ア 保健師は地区をもたず所管全域を担当する。
- イ 保健師は児童福祉司や児童心理司等と協働のもと、保健、医療に関する専門性を生かしながら支援チームの一員として活動する。

(2) 業務内容

- ア 児童虐待通告受理時の初期調査や援助方針会議における医療職としてのアセスメント
- イ 医療機関との連携が必要なケース、性的虐待ケース、身体的虐待等で外傷があるケース、乳幼児・障害児の被虐待ケース等のアセスメント及び保健指導・支援
- ウ 家族再構築、虐待再発予防の地域支援体制の調整及び支援
- エ 母子保健及び精神保健福祉分野における関係機関との連絡調整

- オ 保健指導、性教育等にかかる施設支援
- カ 一時保護児童等の健康管理
- キ 里親支援
- ク 特別養子縁組申立てケース（児童福祉法30条「同居児童の届出」）の支援
- ケ その他（管内医療機関との連携強化のための連絡会議、市町村保健師に対する研修、虐待予防にかかる取組み、研究活動、業務集計等）

神奈川県児童相談所保健師の業務の一例

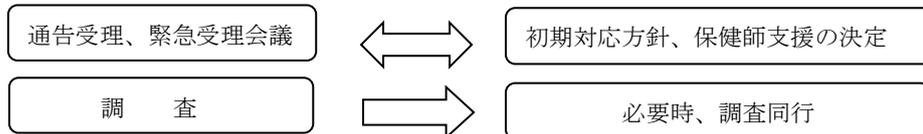


引用：厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究事業報告書」

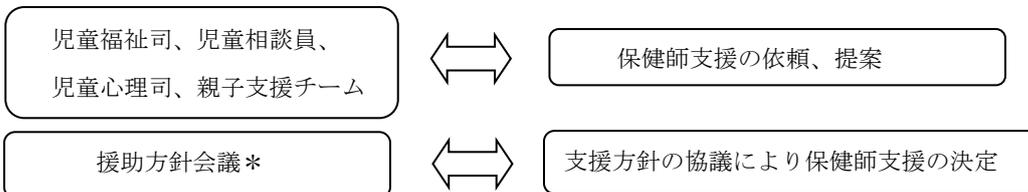
4 保健師支援の決定

(1) 保健師が援助する対象

ア 通告受理時の緊急受理会議により、初期対応方針の中で保健師支援が決定される場合



イ 児童福祉司、児童相談員、児童心理司、親子支援チームから保健師支援の依頼がある場合
保健師自身が支援の必要があると判断した場合



*週1回定例開催

保健師支援が決定される主な事例

- ・虐待が疑われる乳幼児の頭部外傷（abusive head trauma in infants and young children以下、AHT）及び乳幼児揺さぶられ症候群（shaken baby syndrome以下、SBS）（疑）
- ・身体の痣、外傷等の身体的虐待（疑）事例
- ・性被害加害事例
- ・墜落分娩、飛び込み出産等で、親の養育力や養育環境による虐待の恐れがある事例、特定妊婦等
- ・乳幼児の事例。特に発育発達に課題がある事例や、育児不安が強い事例
- ・家族再構築のため母子保健担当等と連携が必要な事例
- ・里親委託や、特別養子縁組申立てケース（児童福祉法30条「同居児童の届出」）が出された事例
- ・保護者に精神疾患等がある事例

5 保健師業務の実際

(1) 業務内容別割合 (%)

※単位数は、厚生労働省の保健師活動調査をもとに、半日を1単位として業務従事状況を割合で示したものの

年度	児相名	総計	個別ケースへの対応								地域との連携					その他			
			面接	訪問・記録	合同ミーティング	ネット会議等	健康教育(集団)	援助方針会議	他	小計	保健所連絡会議	保健師との連絡会議	関係機関連絡会議	連絡調整	小計	保健師児童相談所担当者会議	研修	他	小計
平成29年度	中央	100	6	42	5	7	3	10	3	76.4	2	0	5	1	7.9	1	6	8	15.7
	平塚	100	10	36	0	5	3	11	3	68.5	4	1	3	2	10.5	2	11	8	21.0
	鎌倉三崎	100	2	44	5	6	6	11	2	76.6	1	0	2	0	4.0	2	6	11	19.4
	小田原	100	5	26	4	5	11	15	1	66.3	2	4	8	6	18.4	2	8	5	15.3
	厚木	100	11	36	1	4	11	7	5	75.1	2	1	4	2	8.7	4	7	5	16.2
平成30年度	中央	100	8	22	1	3	12	15	13	73.1	2	2	4	1	8.8	3	6	9	18.1
	平塚	100	11	41	1	4	4	18	0	78.5	1	1	5	1	7.7	2	5	7	13.8
	鎌倉三崎	100	5	35	5	5	6	14	4	74.3	1	0	2	0	5.2	2	6	11	20.5
	小田原	100	10	31	4	4	3	18	7	75.9	1	2	2	9	14.1	2	4	4	10.0
	厚木	100	10	33	4	6	16	7	7	82.2	1	2	4	0	6.1	2	7	2	11.6
令和元年度	中央	100	3	32	1	2	7	13	13	70.0	1	1	3	5	10.0	3	5	11	19.0
	平塚	100	9	37	1	5	8	13	2	75.0	1	2	5	3	11.0	3	7	4	14.0
	鎌倉三崎	100	5	65	2	3	2	9	0	85.6	1	0	3	0	4.2	3	3	4	10.5
	小田原	100	9	38	2	6	0	11	9	74.9	1	1	2	6	10.0	2	10	3	14.7
	厚木	100	8	44	3	4	12	6	6	83.0	2	2	2	1	7.0	2	4	4	10.0
令和2年度	中央	100	3	28	1	1	5	10	22	69.2	0	0	2	1	3.0	6	8	14	27.8
	平塚	100	4	41	1	5	13	12	2	77.7	2	1	3	3	9.3	3	3	7	13.0
	鎌倉三崎	100	6	50	2	7	7	15	2	84.4	1	1	5	2	7.6	3	2	2	8.1
	小田原	100	15	44	2	6	4	11	0	78.5	2	0	3	0	5.5	2	7	7	15.9
	厚木	100	4	42	4	5	0	8	2	65.6	1	2	1	1	4.7	1	8	21	29.8
令和3年度	中央	100	3	27	0	1	10	11	12	63.3	0	2	3	2	6.5	6	4	20	30.3
	平塚	100	5	24	2	1	2	13	1	47.3	3	2	0	5	9.5	2	10	31	43.2
	鎌倉三崎	100	6	36	0	3	3	9	9	67.3	1	2	1	7	10.1	1	10	11	22.6
	小田原	100	8	28	2	8	4	12	7	68.9	0	1	3	2	6.0	2	9	14	25.1
	厚木	100	2	38	0	8	3	9	5	65.7	2	0	5	0	7.6	2	4	21	26.7
	大和綾瀬	100	2	31	0	9	1	10	5	52.2	1	0	4	1	5.8	2	11	29	42.0

※%の小計は小数点以下1桁未満を四捨五入、他は小数点以下を四捨五入

○ 令和3年度の個別ケースの対応は4割～6割、地域との連携は1割未満～2割、その他は2割～4割と各児童相談所保健師業務の割合には差がありました。参加している研修は、児童相談所職員としての基礎研修に加え、児童虐待の対象理解や対応スキル向上、性的虐待に関する研修等の専門性の高い内容であり、業務に活かしています。

(2) 業務内容別の実績

ア 個別対応

年度	児相名	面接	電話	訪問	ネット 会議	個別健康 教育
平成 29 年度	中央	50	239	174	57	14
	平塚	133	339	378	46	18
	鎌倉三浦	28	548	346	40	8
	小田原	25	295	125	30	22
	厚木	152	243	313	39	21
令和29年合計		388	1664	1336	212	83
平成 30 年度	中央	60	157	107	21	33
	平塚	112	299	261	33	43
	鎌倉三浦	30	343	296	37	6
	小田原	48	248	146	43	40
	厚木	131	292	328	68	64
令和30年合計		381	1339	1138	202	186
令和 元 年度	中央	41	157	171	19	17
	平塚	113	558	399	32	65
	鎌倉三浦	30	312	231	14	11
	小田原	45	362	257	37	6
	厚木	118	223	359	58	47
令和元年合計		347	1612	1417	160	146
令和 2 年度	中央	47	242	95	10	11
	平塚	45	664	273	24	39
	鎌倉三浦	60	201	255	37	8
	小田原	67	548	234	32	8
	厚木	24	137	197	48	9
令和2年度合計		243	1792	1054	151	75
令和 3 年度	中央	32	104	194	15	60
	平塚	20	20	43	3	18
	鎌倉三浦	26	319	198	14	12
	小田原	36	280	119	36	68
	厚木	21	106	194	48	9
	大和綾瀬	16	15	64	6	26
令和3年度合計		151	844	812	122	193

○ 令和3年度の個別対応の内訳の所内面接は延151人、訪問が延844人であり、乳幼児を中心に医療機関からの通告事例、性的虐待及び性被害加害事例、精神疾患の保護者等、幅広い対象でした。

特に、医療機関からの通告事例は専門的な対応や、即時の危機介入が必要であり、福祉的調査に加え、保健医療情報等総合的なアセスメントが必要であり、通告時の子どもの受傷状況の調査やセカンドオピニオン等の医療面での専門的知見を活かし、保健師の役割を果たしてきました。

また、SBS/AHT事例の家庭復帰に向けた再発予防では、家族や親族にSBSや事故予防の個別教育など、養育環境の調整を行いました。

○ 個別健康教育は年間80～200件程度です。年度や児童相談所による違いがみられました。新型コロナ感染症の流行によって令和2年度の延べ人数は75人まで減少しましたが、令和3年度には延べ193人へと増加しています。虐待の背景や理解力など子どもの特徴は様々であったため、児童福祉司・児童心理司・施設職員・家族等と教育内容を検討し実施してきました。内容はパーソナルスペース、プライベートゾーン等の性被害加害予防を含む個別性が高いものでした。

イ 集団健康教育実施結果（児童むけ）

(ア) 児童養護施設

年度	担当児童相談所	回数	施設数	人数
H29	中央、鎌三、厚木	8	2	46
H30	中央、鎌三	5	2	30
R 1	中央、鎌三	6	2	50
R 2	中央、鎌三	8	1	44
R 3	中央、平塚、鎌三、小田原、大綾	11	4	102
合計		38	11	272

【主な教育テーマ】
清潔不潔、トイレの使い方第二次性徴、思春期の性妊娠、性感染症、パーソナルスペース、プライベートゾーン、口腔衛生、歯磨き

(イ) 福祉児童入所施設（知的）

年度	担当児童相談所	回数	施設数	人数
H29	中央、鎌三	3	1	14
H30	中央、鎌三	3	1	13
R 1	中央、鎌三	5	1	26
R 2	鎌三	2	1	9
R 3	中央、鎌三	4	1	15
合計		17	5	77

【主な教育テーマ】
男女の気持ちの違い、交際について、パーソナルスペース、性行動のルール、妊娠、性情報の選び方

(ウ) 一時保護所

年度	担当児童相談所	回数	施設数	人数
H29	中央、厚木	26	2	211
H30	中央、厚木	28	2	232
R 1	中央、平塚、厚木	43	3	360
R 2	平塚	8	1	59
R 3	平塚、厚木、大綾	22	3	228
合計		127	11	272

【主な教育テーマ】
歯科健康教育、歯科医師の診察、歯の染出し、歯磨きの方法
手洗いチェッカー
熱中症予防

(エ) 高等学校

年度	担当児童相談所	回数	施設数	人数
H29	平塚、小田原、厚木	6	5	1,581
H30	中央、平塚、厚木	7	6	2,020
R 1	平塚、厚木	4	4	745
R 2		0	0	0
R 3	平塚、厚木	2	2	296
合計		19	17	4,642

【主な教育テーマ】
児童虐待予防について、予期しない妊娠を防ぐ、デートDVの予防、揺さぶられ症候群予防

ウ 各機関向け研修講師

年度	対象	児童相談所名	施設・場面	延べ回数	参加延数	主な内容
H 29 年度	行政	5 児童相談所	地域の保健師と児童相談所の連携のための研修 国立保健医療科学院研修 母子保健会議 保健師・助産師への研修 ケース検討会 所内研修	10	368	児童相談所の役割、虐待通告後の流れ 聖園ベビーホーム・子供の家の見学及び移設の状況他 児童虐待のリスクアセスメントと予防につながる支援 母子保健における児童虐待に関する相談対応 虐待予防のための「お父さんカード」の活用について等
	医療機関	平塚、鎌三、厚木	母子保健セミナー（平塚歯科医師会） SBS予防プログラム医療機関出張講座 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）予防研修	8	137	児童虐待について、児童虐待と口腔内との関係について 医療従事者が予防教育プログラム作成、発表 SBS予防プログラム講座の各参加者の作成した予防教育案への助言
	里親	平塚、鎌三、小田原	里親登録前研修 里親会への性教育 未就学児サロンにて講義 思春期サロン	5	68	子どもの身体について 大人が知っておきたい性教育について アタッチメントと成長 思春期の心と身体の発達について
	入所施設	小田原	管内3施設	8	101	効果的な性教育について 施設の性の取り組みについて
	教育機関	小田原	県西地区高等学校 養護学校の養護教諭部会	3	29	虐待予防のための性教育について
H 30 年度	行政	5 児童相談所	—	7	232	—
	医療機関	厚木	—	1	33	—
	里親	平塚、鎌三、小田原、厚木	—	4	77	—
	入所施設	平塚、鎌三、厚木	—	6	47	—
	教育機関	小田原	—	2	22	—
R 元 年度	行政	5 児童相談所	地域の保健師と児童相談所の連携のための研修 国立保健医療科学院児童虐待防止研修 次世代育成課 虐待予防研修 児童相談員部会研修 管内親子支援研修 管内市町村要保護児童支援連絡会議	16	459	児童相談所の役割、虐待通告後の流れ、事例検討 ドルカスベビーホーム・唐池学園の見学および施設の状況 児童相談所における保健師の役割 児童相談所の保健師から見た地域支援 母子保健情報・母子手帳活用 虐待の未然防止の重要性～SBS/AHT事例や一時保護所の歯科教育を通して～
	医療機関	平塚、厚木	平塚市民病院 神奈川県歯科保健研修	2	96	児童虐待の現状と対応を知る～病院や地域のできること～ 一時保護所における歯科教育の取り組み
	里親	鎌三、小田原、厚木	ひこばえ 思春期サロン 里親登録前研修	3	68	児童相談所の保健師の役割 子どものからだ～就学前の健康管理～
	入所施設	平塚、鎌三	精陽学園 幸保愛児園	9	53	施設職員が取り組む「生教育」についての検討 ライフステージに合わせた性教育 生活の場面での生・性教育
	教育機関	—	—	0	0	—
	その他	平塚、小田原	NP0法人しえんのまなび舎 小田原市 マンババ学級	3	52	自分を大切にすること、相手を大切にすることをどう教える？性教育の懇談会 児童虐待予防のための父親支援「パパカード」
R 2 年度	行政	5 児童相談所	地域の保健師と児童相談所の連携のための研修 所内研修 感染予防研修 国立保健医療科学院児童虐待防止研修 国立保健医療科学院児童相談所中堅職員研修	21	459	児童相談所の役割や対応の流れ、児童相談所の保健師業務について、事例検討 一時保護にあたる感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策 歯の観察ポイント・歯磨きの重要性 ガウンテクニックの実習・母子保健事業について・薬の知識・病状調査の方法
	医療機関	—	—	0	0	—
	里親	鎌三、小田原	里親登録前研修	2	45	子どものからだ～就学前の健康管理～
	入所施設	平塚	管内3施設	13	77	施設職員が取り組む「生教育」の検討、施設における性的課題の検討
	教育機関	—	—	0	0	—
	その他	—	—	0	0	—
R 3 年度	行政	6 児童相談所	地域の保健師と児童相談所の連携のための研修 所内研修 感染予防研修 新任・転入者研修 保健師業務連絡会議 母子愛育会地域母子保健研修会 管内市町村虐待予防研修 援助方針会議	38	790	児童相談所の役割や対応の流れ、里親についての理解、児童相談所の保健師業務、一時保護所の実態、事例から児童相談所との連携を学ぶ コロナ感染症対策（アルコール消毒、ガウンテクニック、移送時の感染対策） 児童相談所、市要保護児童対策地域協議会の業務 虐待対応の連携のためのグループワーク 重篤事例振り返り
	医療機関	平塚	管内医療機関1カ所	1	200	児童虐待の対応について（撮影した映像をオンラインで配信する形の研修）
	里親	中央、平塚、厚木	里親登録前研修	3	119	子どものからだ～就学前の健康管理～
	入所施設	平塚、小田原、大綾	4施設	5	112	児童養護施設向け性教育の方法について 健康に必要な清潔 子ども支援のグループワーク（スキミングと入浴介助） 性教育の進め方 「生＝性」についてこどもたちとオープンに話せるようにするには
	教育機関	—	—	0	0	—
	その他	—	—	0	0	—

- 児童への集団健康教育は平成29年度～令和3年度の5年間で延べ201回実施しました。毎年、高校生への児童虐待予防研修の出前講座を実施しましたが令和2年度は依頼がありませんでした。施設によっては複数の児童相談所保健師が協働で実施しました。一時保護所の児童に対しては、保健福祉事務所の歯科医師や歯科衛生士と協働して歯科教育を行っています。
- 施設職員等への研修講師は行政職員に対して実施する機会が多くありました。児童相談所保健師単独ではなく親子支援チームや児童福祉司、児童心理司と協働したものもありました。
- 平成28年度から児童相談所と地域母子保健機関保健師のさらなる相互理解を目的に「地域の保健師と児童相談所の連携のための研修」を保健担当者会議で企画し、開催しています。研修の内容は、児童相談所業務の講義や保護後の児童の経過、入所後の児童についての理解を図るために一時保護所や乳児院、児童養護施設の見学も組み入れています。参加者のアンケートから「地域で支えることの大切さを学んだ」等の感想があり、継続実施の希望も出ています。

エ 地域との連携(平成29年～令和3年)

※保健師が関与した主な会議について記載。ただし、会議名は地域により異なる。

関係機関	児童相談所主催の会議	出席した会議
県	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対応プロジェクト会議 ・新型コロナに関する一時保護対応会議 ・児相再編プロジェクトチーム虐待対応部会 未然防止分科会 ・保健担当者会議(拡大会議含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉事務所母子保健担当者会議 ・次世代育成課研修担当者会議(スキルアップ研修)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・管内保健師連絡会議 ・管内市町母子保健担当者との連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童地域対策協議会
保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉事務所との連絡会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健師業務連絡会議 ・所内保健師連絡会議 ・母子保健委員会(部会含む)
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県子ども虐待防止ネットワーク
児童養護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・管内施設との連絡会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設の生活安全委員会
その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所施設性教育連絡会(R2～) 	

- 医療機関との連携を目的とした連絡会は保健師が主となり開催しています。内容は、医療機関の虐待防止委員会についての情報共有や、児童相談所との連携での課題等を検討し、連携の強化に努めました。新たに院内虐待防止委員会が設置された医療機関や、各機関の情報誌での周知や連絡会の成果も現れています。また、会議で顔の見える関係を築き、日々の個別のケース対応にも反映されてきています。
- 地域の状況に合わせて、管内市町村や保健福祉事務所と児童虐待予防の連携の充実を図るために保健師との連絡会を実施している児童相談所もあります。
- 令和2年度からは、県域の障害児入所施設と各児童相談所の子ども相談課長と保健師が出席する「障害児入所施設連絡会議」の実施が始まり、各施設の悩みと工夫の共有や、保健師が行う性教育の情報提供等を行っています。
- 市町村との連携では要保護児童対策地域協議会への参加や市町村職員との同行訪問等を行い、

市町村と共にケースのアセスメントを行っている児童相談所もあります。

保健福祉事務所が主催している母子保健委員会や所内保健師連絡会等に参加し、児童虐待の現状を報告し、地域の課題を共に検討し、予防対策の一助となるよう発信しています。また、児童相談所保健師業務についても随時情報提供をしてきました。

オ 県児童相談所保健担当国会議等

(開催回数)

年度 会議名	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	R	R
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
全体会議	6	2		1	1	1	1								
定例会議		6	5	3	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6
拡大会議											1	1	1	1	1
5 県市児童相談所 保健師連絡会議				2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

○ 県児童相談所保健担当国会議は平成 25 年度から構成メンバーとして担当課長を配置し、平成 26 年度には児童相談所担当者会議設置運営要領が改正され、児童相談所担当者会議の 1 つとなりました。会議は奇数月に隔月で開催し、児童相談所保健師業務の課題の共有と対応の検討、個別対応している重篤事例や性的虐待事例、対応困難事例等について情報共有することで、保健師のスキルアップを図ってきました。平成 29 年度からは、児童相談所保健師の人材育成と人員増加の検討を目的に、中央児童相談所長、県統括保健師等の出席も含めた保健担当国会議拡大会議も開催しています。令和 2 年度以降のコロナ禍にあっても担当者会議は **Skype** 等を活用しながら、頻度を変えずに実施し、日常業務以外に、児童相談所業務になかでの感染防止対策なども検討し、マニュアル作成等を行いました。

○ 5 県市児童相談所保健師連絡会議は平成 22 年度から開催され、平成 23 年度に横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、県域児童相談所を含む 5 県市が、児童相談所の保健師の役割や保健師業務の情報交換を中心に年に 1 回開催されています。コロナ禍においても、出席者を絞りながら持ち回りで実施し、新型コロナウイルス感染症対応についても情報交換をしていました。

(3) 児童相談所保健師の具体的な業務の一例

ア 地域の保健師と児童相談所の連携のための研修 (中央児童相談所)

平成28年度から開始した「地域の保健師と児童相談所の連携のための研修」を6児童相談所で続けています。この研修は市町村や県域保健福祉事務所の保健師等の虐待対応能力の向上を目的としています。講義と施設見学の本立てで児童相談所の役割や施設の実際を知り、連携を取りやすくすることを目指しています。新型コロナウイルス感染症の流行時には、研修の規模を縮小したり、オンライン研修にするなど感染拡大防止対策をとりながら継続しました。

【参加者のアンケート結果】

- ・虐待通告の流れや、支援者の視点、市町村保健師の役割（早期発見、対応ができる立場）などを整理することができた。
- ・オンラインのため気軽に参加することができたが、実際の場所を見たり、直接顔を合わせたりすることで、さらに伝わることもあった。
- ・研修会場へ赴くことができない分、写真等で児童相談所内の様子を紹介していただけでよかった。

・要対協担当部署と母子保健担当部署との連携が必要なことを改めて実感しました。実際の連携の方法等、事例を通して学びたい。

イ 性教育に関する施設支援（平塚児童相談所）

平塚児童相談所では管内児童養護施設であるA施設について、施設支援の一環として「性教育プログラム」の後方支援を当所保健師が実施しています。

実施にいたる経緯としては、A施設から入所児童（特に高校生年齢）について性の問題行動が表面化していること。その背景として性の正しい知識を伝える機会に乏しい現状について当所保健師に相談があり、性教育プログラムを協力して立ち上げる運びとなりました。

プログラムの名称は「性と生を一緒に考える会」とし、運営の中心は性教育委員会メンバーが主体性を持ち担っています。プログラムの目標は「入所児童が性について悩んだり困ったりした時に職員に相談できる」とし、具体的には「SNSの適切な使い方について、性行為、妊娠・性感染症、デートDV」についてA施設職員が学んだ内容を児童へ伝達する方式で実施しています。

当所保健師は、性教育委員会メンバーと定期的に打ち合わせの機会を持ち、資料提供などをし、具体的なプログラムの内容の検討に助言をしています。

令和3年度、一年間プログラムを実施した成果として、性に関する話題を職員と入所児童間で出しやすい雰囲気になってきたことが挙がっています。

今後については、性教育は幼少期からの積み重ねが大切という施設職員の気づきもあり、最終的には全年齢の入所児童にプログラムを拡大していく予定となっています。

保健師として、施設職員と試行錯誤しながら、相談しながらプログラムを作り上げていく過程を大切にしています。

ウ 特別養子縁組申し立て（児福法第30条（同居人の届出））の支援（鎌倉三浦地域児童相談所）

児童福祉法第30条第1項には「四親等以内の児童以外の児童を、その親権を行う者または未成年後見人から離して、自己の家庭に3か月（乳児については1か月）を超えて同居させる意思をもって同居させる者、又は継続して2か月（乳児については、20日以上）同居させた者は「同居児童に関する届出書」を届け出る必要がある」とされています。

鎌倉三浦地域児童相談所管内では特別養子制度を希望されるご夫婦が他児童相談所より多い傾向にあります。児童相談所もしくは民間養子縁組団体より斡旋されたお子さんと同居を開始されたご夫婦が児福法30条の届出を提出したのちに、児童相談所の関わりは開始します。特別養子制度は6ヶ月以上の養育状況を見たうえ（試験養育期間）で、家庭裁判所の審判により養子縁組が認められます。新生児期から養父母に斡旋されることが多く、新生児のケアや慣れない育児への養父母の育児負担を確認するため、より丁寧に関わっていく必要があります。

地区担当福祉司と保健師は定期的に家庭訪問を実施し、養父母が不安を感じることがないか確認し、助言していきます。保健師は発達段階に合わせた養育環境や育児用品等の確認、事故予防や市町の保健サービスを伝えていきます。訪問の間の期間は電話でフォローする場合があります。養子縁組成立後も半年程度は家庭訪問をし、安定した養育環境が継続できているか確認していきます。

永続的な家族を子どもが手に入れることができる特別養子縁組は、子どもにとって非常に利益のある制度です。新しい家族の誕生に関わる児福法30条の家庭訪問は、保健師の大切な役割であると考えています。

エ 児童相談所発信の地域保健との連携（会議・研修）（小田原児童相談所）

小田原児童相談所は県都市町村の1/3にあたる10市町を管轄しています。各自治体の人口は約19万人～6千人、年間出生数も千人～20人以下と自治体間の差が大きく、母子保健と児童福祉担当の保健師も少人数で担当しており、他地域の状況を知る機会が少ない自治体が多い地域です。また、管内で子どもの入院が可能な周産期医療・小児医療基幹病院は1か所であり、児童虐待の早期発見・通告から対応まで、緊密な連携がとりやすい状況にあります。

その地域性の中で児童相談所から見える児童虐待の特徴や、母子保健で取り入れていただきたい児童虐待発生予防につながる現状の情報を地域の関係機関と共有し、虐待予防の視点での地域づくりにつなげることは保健師活動の「みて きいて つないで うごかし つくって みせる」上で重要な役割のひとつです。

当所管内では、10市町の母子保健担当者と保健福祉事務所、医療機関による担当者連絡会を経年で実施し、児童相談所が把握した乳幼児の事故傾向や妊娠中未受診出産への支援、ネグレクトの観察ポイント等の情報を共有し、母子保健での早期発見や長期的な支援に役立てていただいています。

この連絡会では、すこやか親子21の指標も取り入れて虐待の予防と早期発見につながる事業指標を示し、管内市町の好事例を共有しています。その結果、揺さぶられ症候群の早期の情報提供、EPDSの実施、母子保健と要対協の定期的な情報共有の機会の設置について、すべての市町が取り組まれるようになりました。更に、対応事例の進行管理の方法を整理した市町も増加しています。また、医療機関の虐待対策を市町の母子保健に知っていただく研修機会としても機能しています。

周産期医療・小児医療基幹病院とは児童相談所との定例打合せと合同の院内研修を実施し、院内全体の虐待対応のスキルアップのための協働を進めています。

出生数が多く、連携事例が多い自治体については、市（母子保健、要対協）、保健福祉事務所、児童相談所の3機関で母子保健での虐待予防と継続的な対応の課題の洗い出しを行い、年2回、母子保健担当保健師全員と要対協担当者、保健福祉事務所、児童相談所の児童福祉司が参加し各部署の役割や考え方の相違を身近に知って顔の見える関係を構築する研修を開始しました。

児童相談所の保健師は1名でマンパワーは限られていますが、今までの保健師活動で培った地域と連携する力を活用し関係機関と協働することで、児童虐待予防や早期発見、そして親子に対する息の長い伴走者としての母子保健活動につなげる発信者となることは可能です。児童相談所という一見、予防活動よりも事例対応が多く見える業務の中にあっても、基礎自治体との協働を通じてその先にいらっしゃる住民を見つめながら、健康な地域づくりを続けることが児童相談所保健師の重要な役割として求められていると考えます。

オ 個別支援（歯科健康教育）（厚木児童相談所）

厚木児童相談所の一時保護所での歯科健康教育は、平成28年に複数の福祉司から中央児童相談所で実施していて効果的だったので同様にできないか、と相談があったことがきっかけで厚木保健福祉事務所の協力を得て始まりました。開始当初は、少人数のグループで実施し、一人平均2～3回受講できるよう調整し、初回は歯周病疾患予防のための講義や口腔内の自己観察を行い、2回目は染め出し、ブラッシング指導を行いました。また幼児へは口腔観察とともに、養護課職員へのブラッシング指導を併せて行いました。新型コロナ感染症が流行したため、保護所内の感染のリスクを鑑み実施をしない期間もありましたが、実施形態を検討し、学童は1回に男女それぞれ2名ずつ合計4名の個別に近い対応とし、幼児は歯科医師による口腔内観察、歯科衛生士による職員へのブラッシング指導をしました。歯科医師・歯科衛生士による口腔観察を実施しその時気になることがあ

れば相談に応じ、必要に応じて、フッ素塗布や、齲歯がひどく早急な受診が必要であれば紹介状の記載を依頼するなど柔軟でかつ個別性の高い対応を行っています。

保護されてきたお子さんの様子から、「口の中が気になる」と養護課職員から相談してくれることも増えてきました。特に幼児に関しては、歯科専門職と一緒に口腔内の観察することにより、仕上げ磨きの際などより観察の視点をもって対応が可能となっています。

歯科健康教育により、今まで歯磨きを実施できていたお子さんに関しては在宅へ戻っても継続して実施できる支援を、また、この事業によって自身の身体に興味を持ち、健康を守る、ひいては「自身を守る」ことにつながるための知識付与の一助となれるよう、今後も関係機関の協力を得て実施していくことが重要な役割だと考えます。

カ 児童相談所のセカンドオピニオン（大和綾瀬地域児童相談所）

大和綾瀬地域児童相談所は令和3年4月に設置されました。

開設初年度、児童相談所初心者保健師でも、福祉職がコアのチームの中で、専門職として役割を果たすことできたこととして「セカンドオピニオン」がありました。

児童相談所における「セカンドオピニオン」は、主治医の見解と保護者の受傷理由が一致せず、受傷理由を専門医に再評価してもらうことで、児童相談所の見立てをより確かにする必要がある時に実施するとされています。生命にかかわる重篤な受傷であることが多いです。

保健師が行うセカンドオピニオンの事前準備として、まずは、主治医からセカンドオピニオン用に提出された診療情報提供書やカルテの写し、検査データなどを読み込みます。既に通告後のカンファレンス等で、主治医や病院関係者から聞いていた話との整合性を確認します。もし、主治医の説明と一致しない記録やデータがあれば、セカンドオピニオン前に主治医に再確認して整理しておきます。セカンドオピニオンの限られた時間を効果的に使うために、ケースの受傷状況と全身状態を正しく理解していることが必要だからです。

セカンドオピニオン当日は、担当福祉司、SVそして中央児童相談所虐待対策支援課の担当職員と一緒にセカンドの病院に出向きます。短い時間で早口に説明する医師の話記録しつつ、理解しきれない内容については質問します。児童相談所から出向いている医療関係者は自分一人です。児童相談所に戻った後、「判断」をする管理職に「判断の根拠」としての医師の説明を正しく説明できることが役割なので、非常に緊張します。

初めてのセカンドから帰所後、報告書を作成して関係職員に読んでもらったところ、SVから「セカンドの医師の話が理解できた」と言われてとても嬉しく、また児童相談所としての判断の根拠にできる、とホッとしたことを思い出します。

これからも児童相談所に保健師が存在することの意味と重みを感じつつ、子どもたちの安心安全のために、専門職としてチームに寄与していきたいと思えます。

キ 児童相談所保健師マニュアルの改訂（全児童相談所）

神奈川県児童相談所保健師が使用する業務マニュアルは以前から案として作成したものはありましたが、令和元年度に内容を改訂し作成しました。児童相談所に勤務した保健師の多くが、異動初日から事例対応にあたっていたため、マニュアル改訂のポイントを「児童相談所に赴任した初日から使える、パッと見てわかる簡潔なマニュアル」としました。

内容を①個別ケースへの対応、②関係機関との連携、③人材育成（専門能力について）、④児童相談所特有の事例（AHTと性被害事例）への対応、⑤業務集計、⑥関連法令や参考資料等としていま

す。このマニュアルは庁内グループウェア上にある児童相談所職員向けライブラリーで公開し、児童相談所の他専門職もいつでも閲覧できる状態となっており、児童相談所の保健師がどのような職務を行うのかを知っていただく資料としても活用されています。

さらに、児童相談所保健師向けの研修等でも内容を紹介し、児童相談所に初めて保健師が配置された全国の自治体等での業務の参考にもされています。

今後は、県児童相談所に配属される保健師の経験職務の変化に合わせ、より実践的で使用しやすいマニュアルに随時改訂していく予定です。

(4) 新型コロナウイルス感染症の対応

※この15年のまとめは令和3年度までが対象ですが、新型コロナウイルス感染症対策は、令和5年5月8日に2類感染症から5類感染症に移行となったため、令和2年度から令和4年度末までの対応を記載しています。

令和2年1月に県内で初めての新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」とする）の患者が確認されました。県では「拡大防止に向けた県の基本方針」を策定し、「医療危機対策本部」を設置しました。児童相談所においても、「神奈川県児童相談所新型コロナウイルス感染症対策」を子ども家庭課と児童相談所長が確認し、感染症への対応が始まりました。

これまで児童相談所には感染症対応の方針はなく、職場内や一時保護所での感染対策、濃厚接触児童の一時保護対応等、様々な感染対策が急務となり、中心的な役割を県児童相談所保健師が担いました。実際に、児童福祉の場で公衆衛生の実践をすることは容易ではなく、保健担当者会議や児童相談所健師間で随時検討しながら、体制整備や個別支援を行いました。

ア 職場内感染対策

県では日常的な感染予防対策として、「職員向け対策における『新しい生活様式』の実践例の実践について」及び「新型コロナウイルス感染症に係る職員の感染防止対策の徹底について」が通知されました。その通知を基本に、各所の構造や職員数等の特徴に合わせて正しい手洗い・手指消毒の方法から、所内面接や家庭訪問時の感染対策まで、実用的な方法を具体的に周知し、所内研修の実施や、チェックリストを作成するなどの対策を実施しました。

職員の発症に伴って県民や周囲の職員が濃厚接触者とならないように、「最新の感染状況」「抗原検査キット使用上の注意」も周知し、N95マスク装着研修を実施するなど、感染拡大防止を徹底しました。そして職員が体調不良時に無理に勤務を継続しないよう周知し、協力を求めました。

県では令和3年1月9日から、「保健所は、原則、高齢者施設・障がい者施設以外では新型コロナの疫学調査をしない」方針に変更となりました。そのため、児童相談所内での職員の発症や陽性者との接触に伴う疫学調査は保健師が行い、管轄保健所に助言を求め、その内容を管理職と共有し、感染拡大に努めました。

また、職員やその家族が発症した場合も保健師が家庭内感染防止と療養上の助言も行いました。

所内で5名以上の陽性者が発生したが、業務の縮小をせずに継続を希望した児童相談所では、保健師が職員健康管理センターに相談して職員の全数PCR検査を実施し出勤者の健康状態を確認し、所内の感染症サーベイランス表を作成して管轄保健所と感染状況を毎日共有しながら三次感染を防ぎ、業務の継続が図れるよう取り組みました。

また、所内では、N95マスク着用や飲食場所の工夫、事務所内の分散配置の対策を講じ、感染拡大の早期終結を図りました。

在宅支援中の家庭で陽性者が発生した場合、児童相談所保健師は電話相談で、まずは保護者の気持ちに寄り沿って落ち着きを取り戻してもらうことから始め、その家庭の養育力にあわせて陽性者

療養や家族内感染防止ができるよう一緒に考えまた、保健所への相談方法や医療機関の受診方法を具体的に伝えました。

里親家庭で陽性者が発生した場合は、陽性者の病状を児童福祉司と共に聴取し、里子の養育継続の可能性を保健医療職の視点でアセスメントし、必要時医療受診につなげました。

イ 一時保護所での感染対策

一時保護所（以下「保護所」とする）を設置する3箇所の児童相談所の保健師は、保護所看護師および保護所職員と協力し、日常生活での感染予防策を整理しました。各保護所で「感染拡大防止の行動のルール」を定め、保護児童には理解度に合わせて、新規入所時や場面に応じて説明し、感染予防行動が取れるようにしました。保健担当者会議では「保護所の新型コロナ対策マニュアルの整備と一本化」の話題があがりましたが、各保護所の構造や、保護児童と保護所職員の交差状況が異なるため、各保護所で整理することとしました。

まず日常的な感染予防として、保護所職員はサージカルマスク着用を原則とし、保護児童も原則サージカルマスク着用としつつ、幼児や体質等で装着が困難な場合は柔軟に対応しました。手指消毒や手洗いは、場面に応じて頻回に行うようにしました。

食事は、食堂の換気、アクリル板設置、黙食、自室での個食などとし、保護所職員は、一緒に喫食せずに食事支援のみとしました。歯磨き、入浴、トイレも、各保護所の実情に応じた方法で感染対策を行いました。換気は、共用スペース、複数の保護児が入る部屋、職員室の全てで励行しました。また、保護所職員や保護児童の陽性者発生時に管轄保健所から受ける助言をもとに、「感染拡大防止の行動のルール」を更新しました。

有症状児・陽性児発生にむけた平時の準備として、流行の初期に県庁から各保護所へ配布された感染防護具と合わせ、流行の長期化に伴い、各保護所で不足物品を追加購入し、発生に備えました。保護所によっては、平時から陽性者発生時のゾーニング検討を行い、保護所の出入記録を行いました。

次に、新規入所児童や無断外出した児童からの持ち込みを防ぐため、各所でルールを設定しました。入所から合流までの細かいフローの運用、学童は3日間程度の個室対応で感染の可能性や体調を確認後に合流するなどしました。

保護児童が有症状者・陽性者となった場合は、個室管理とし、職員は感染防護具を使用し生活支援を行いました。受診調整は主に保健師が行い、受診に使用する公用車は、有症状児の座席周辺をビニールシートで養生し、運転席の列と後部座席の空気の流れを断つ形でシートを張りました。

陽性判明後は可能な限り入院調整を行いました。医療機関の病床逼迫後は入院できないことが増え、保護所内で療養しました。トイレや洗面所はできるだけ専用としましたが、構造上の理由で職員トイレを陽性児専用トイレとして使用した保護所もありました。

保護児童の接触状況に合わせ、保護所内の部屋割り、トイレ・洗面所の区分け、入浴順番を決め、所内換気を徹底しました。

自分の居室で過ごす陽性児や濃厚接触児が、休息や静かな活動のみでは、ストレスが増強する可能性もありました。また、居室にこもることで、却って安全を守れないと判断される児童もいました。そのため、管轄保健所にも相談し、保護所の中庭での運動や部屋ごとに共有スペースの時間を決めて使用するなど、できる限り児童のストレス緩和を図り、ある程度の行動の自由を確保して療養できるよう支援しました。

表1 新型コロナウイルス感染症流行時の神奈川県児童相談所の動き			
	神奈川県児童相談所の動き	国・県の動向	国内感染の波
令和2年		1/15 県内初の感染者を確認	
		2/1 指定感染症・検疫感染症に指定	
		2/3 ダイヤモンドプリンセス号帰港	
		2/13 新型インフルエンザ感染症（2類相当）に追加	
	3/27 5児相所長・子ども家庭課が「県児相新型コロナウイルス感染症対策」確認		
	4/13 各児相所長から保健師へ「濃厚接触児一時保護マニュアル」整備の指示	4/7 緊急事態宣言（1回目）	第1波
	4/30 児相保健師おおいそ学園いちよう寮視察		
	5/2 児相保健師、県対策本部感染管理認定看護師による成光学園の視察	5/12 神奈川コロナクラスター対策チーム C-CATを創設	
		5/12 記者発表 ・小児コロナ受入医療機関を設置 ・濃厚接触児童の臨時一時保護所開設	
	6/10 成光学園マニュアル※第1版完成		第2波
7/15 初の濃厚接触児の一時保護実施			
8/25 成光学園マニュアル※第2版完成			
9/24 成光学園マニュアル※第3版完成 おおいそ学園マニュアル※第1版完成		第3波従来株	
令和3年		1/8 緊急事態宣言（2回目）	第4波
		4/20 まん延防止等重点措置（1回目）	アルファ株
	6/13 おおいそ学園マニュアル※第2版完成		第5波
	10月 C-CATとともに成光学園・おおいそ学園のゾーニングと感染対策を再確認	8/2 緊急事態宣言（3回目）	デルタ株
	12/3 濃厚接触児受入れ施設運営にかかる職員向け研修（講師：C-CAT看護師）		第6波
令和4年	1月 新型コロナ対応検討チームが令和4年度以降の濃厚接触児童保護について検討開始	1/21 まん延防止等重点措置（2回目）	オミクロン 変異株
	4/22 きらりマニュアル※第1版統合版完成		
	8月 X児相保護所へ他児相の保健師・福祉職員を応援派遣		第7波
	8/9 きらりマニュアル※第1版修正版完成	9/7 陽性者の療養期間が短縮（有症状は7日間へ）	オミクロン 変異株
	9月 一時保護所の陽性者発生時は、当該児相長の依頼で6児相保健師の協力体制を確立		
	12/21 きらりマニュアル※第1版改訂版完成	9/26 発生届全数の見直し	第8波
令和5年	3/13 来庁者のマスクを個人の判断へ保護所児童のマスク個人判断へ	3/13 国の方針としてマスク着用に関して個人の判断が基本となる	
		5/8 新型コロナウイルスを感染法上の5類へ移行 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部が廃止	

※この表の中でマニュアルと表記したものの正式名称は次の通りである。
 ・成光学園一時保護に係るコロナ濃厚接触児童対応マニュアル
 ・おおいそ学園一時保護に係るコロナウイルス濃厚接触児童対応マニュアル
 ・子ども自立生活支援センター（きらり）一時保護に係る新型コロナウイルス濃厚接触児相対応マニュアル

ウ 6 児童相談所保健師の協力体制の確立

保護所で保護児童や職員に陽性者が発生した場合、受診調整、疫学調査、ゾーニング、感染防止策の設定などの業務を迅速に実施することが必要となります。そのため、当該児童相談所の保健師にのみ負担が集中することが課題となっていました。令和4年9月からは、保護所で陽性者が発生した際は、当該児童相談所の所長の依頼で6児童相談所の保健師が輪番で勤務できる協力体制が確立されました。

表 新型コロナの濃厚接触児童一時保護の概要

年度	保護児延数	保護日数計	年齢
R 2	8名	45日間	3歳～16歳
R 3	11名	71日間	2歳～12歳
R 4	2名(実1名)	11日間	9歳

エ 濃厚接触児童への一時保護対応

県は令和2年5月に、新型コロナの入院等で保護者不在になった濃厚接触児童の一時保護について、2歳～17歳を対象とした臨時一時保護専用施設として県内の民間施設・県立施設合わせて3か所を調整しました。2歳未満は医療機関への一時保護委託を原則としました。令和3年度からは、子ども自立生活支援センター乳児院でも受入を開始しました。また、令和4年度には同センター内の強度行動障害児施設も一時保護施設として追加されました。

実際には、令和2・3年度は、成光学園を中心に実施しました。同学園では、措置入所児と接触せずに滞在できる棟の利用が可能で、棟内の広さや部屋数が十分にあり、保護児童と従事職員の動線を分けられ、外部から見えない中庭で運動時間の確保ができるなど、感染防止対策と児童の安全な生活の両立が可能でした。令和4年度には成光学園の利用は終了し、おおいそ学園いちょう寮で実施しました。

3年間の施設における一時保護は実人数20人、開設日数130日、平均利用日数5.8日でした（表参照）。医療機関における一時保護委託は3年間で実人数11人、委託日数87日、平均委託日数7.4日でした。

濃厚接触児童の直接支援に従事する職員は、全児童相談所から参加する「オール神奈川」体制とされ、24時間のローテーション勤務が組み込まれました。令和4年度には、県立施設の職員も従事することが県庁内で調整されました。従事職員は福祉職および心理職であり、施設の勤務経験がない職員も散見され、感染防止対応には不慣れな状態でした。児童相談所保健師は、一時保護期間の日勤帯を輪番で勤務し、従事職員の感染予防を行いました。

この臨時一時保護専用施設の開設、運営のため、児童相談所保健師は感染対策の準備や助言を担いました。施設のゾーニングと感染対策は、県医療対策本部室から感染管理認定看護師等に現地視察を求め、助言を受けた上で動線や使用する感染対策用具を決めました。ゾーニングは緑・黄・赤色のカラーテープを床に貼って建物内のゾーン分けを視覚化し、誰でも間違いなく無理なく感染対策ができることを目指しました。

次に「行動マニュアル」を作成しました。一時保護実施の目的を「保護児童が安心・安全に過ごせ、発症の早期発見・早期受診ができること、職員が適切な感染予防策を実施できること」と定め、一時保護までの手順、移送時を含む保護児童の直接支援時の感染予防策、児童の食事・保清・遊びの工夫、環境衛生、児童の受診調整、職員が濃厚接触者になった場合の対応を記載しました。令和3年度には、従事職員向けに注意事項や持参物品を記載したオリエンテーションシートも追加作成しました。

従事職員向け感染対策研修として、令和2年度は施設見学と感染防護具の着脱講習を集合でしましたが、令和3年度以降は、保健師が各児童相談所で感染対策研修を実施し、現地での個別指導も

行いました。

また、一時保護施設開設に必要な物品リストの作成、移送に備えた公用車内の感染対策の準備、管轄保健所への周知と協力依頼も併せて行いました。

実際に臨時一時保護専用施設で濃厚接触児童を一時保護している時は、児童相談所保健師は日勤帯で従事する職員の感染防護具着脱や児童の支援にあたっての感染予防を助言しました。また保護児童が体調不良の時は、保健所と連携して受診調整と受診同行を行い、保護児童が陽性に転じた場合は、従事職員が濃厚接触者に該当するか保健所と相談し、職員の健康管理を行いました。

オ 3年間を振り返って

パンデミックの中でも、児童相談所は「児童の安全を守る業務を途切れなく継続すること」が必須でした。保健師は、感染対策に不慣れな児童相談所職員が、業務を遂行しやすい方法で感染防止を図れるよう、走りながら考える対応をした3年間でした。

3年が過ぎ、感染対策をしながら児童相談所業務を継続することが定着してきたと感じています。

組織としても、保護所における2名以上の発生やクラスター発生時等は、所属を越えた保健師協力体制が取れるようになり、感染症の初動で速やかに対応できる体制が整えられました。

今後も新型コロナの再流行だけでなく、新たな感染症の流行も考えられます。この3年間で得た児童相談所としての感染症対策を引継ぎ、次に活かせるようにしていきたいと考えます。

II 保健師業務15年間の実績

1 会議・成果等

年度	配置 (◎) 会議 (○)	成果等 (決定事項も含む)	周知・報告実績
19年度	◎中央児童相談所に1名保健師をモデル的に配置 ○「児童虐待防止に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会」(4月～10月)開催	・「児童虐待防止に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会報告書」作成(*保健師は地区を持たずに専門性を生かした業務を担当することとなる) ・「児童相談所における保健師の業務について」作成 ・保健福祉司部会に参加	・保健福祉事務所との連絡会議の開催
20年度	◎3児童相談所(中央、厚木、相模原)に保健師配置(*一時保護所のある児童相談所) ・「 <u>県児童相談所保健師連絡会議開催要領</u> 」を制定 ○県児童相談所保健師連絡会議<全体会議> ・「あり方検討委員会報告書」報告 <定例会議> ・保健師業務集計について ・健康増進課、子ども家庭課、保健福祉事務所との連携 ・健康教育の実施について	・健康増進課(母子保健担当)から、会議、研修等母子保健情報を見つ御相談所保健師にも情報提供を依頼 ・「一時保護所における保健師の役割」覚書作成(相模原児童相談所) ・国立保健医療科学院児童虐待研修防止研修は、必須研修として位置づけ ・児童相談所業務実績に保健師業務掲載	・子ども家庭課、保健福祉事務所、児童相談所の合同企画による児童虐待予防スキルアップ研修へ協力開始 ・保健福祉事務所との連絡会議の開催 ・保健福祉事務所所長会、保健予防課長会、保健福祉課長会での実績報告 ・紀要vol.9 2008「児童相談所における保健師の専門性と役割について」
21年度	◎3児童相談所(中央、厚木、相模原)に保健師配置 ○県児童相談所保健師連絡会議<定例会議> ・保健師業務集計について ・健康教育(性教育)の実施について ・保健師支援の考え方について	・次年度に4区市児童相談所保健師との連絡会議の実施を決定 ・中央児童相談所における保健師業務について(内規)の作成(中央児童相談所)	・保健予防課長会、保健福祉課長会での実績報告 ・健康増進課、子ども家庭課保健師との連絡会議の開催 ・県母子保健担当者会議参加 ・湘南地区施設連絡協議会研修会にて、健康教育(性教育)の実践報告 ・「児童相談所における保健師の専門性と役割について」保健師ジャーナル2009 vol.65 No.09

22 年 度	<p>◎ 3 児童相談所（中央、厚木、相模原）に保健師配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>県児童相談所保健師連絡会議開催要領</u>」を改正 <p>○ 県児童相談所保健師連絡会議 <全体会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度からの活動報告 ・平成22年度の活動計画 <p><定例会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4 県市児童相談所連絡会議 ・保健師の役割の明確化のためのワーキングを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師業務の明確化のためのワーキングの位置づけ ・保健師の配置のない児童相談所へ支援開始（小田原児童相談所、厚木児童相談所） ・県内政令市・中核市の児童相談所保健師の業務内容を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課長会、保健福祉課長会での実績報告 ・西湘地区施設等連絡協議会へ出席し、健康教育（性教育）の実績報告 ・4 県市児童相談所連絡会議を開催（継続した開催について、5 県市児童相談所長会で了解） ・「座談会 児童相談所の保健師は何をするべきか!?!」公衆衛生情報 2010 11・12合併号vol. 40 No. 9 ・「茅ヶ崎市、茅ヶ崎保健福祉事務所及び神奈川県中央児童相談所における児童虐待予防連携システム構築事業 母子保健と児童福祉の有機的な連携」地域保健 2010. 6
23 年 度	<p>◎ 5 児童相談所（中央、鎌三、小田原、厚木、県北）に保健師配属。</p> <p>* 6 月に県北地域児童相談所保健師の異動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>県児童相談所保健師連絡会議開催要領</u>」を改正（子ども相談課の新設のため） <p>○ 県児童相談所保健師連絡会議 <1回目全体会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の実績報告 ・平成23年度の活動計画 ・「あり方検討委員会」報告 ・県児童相談所保健師業務作成 <p><2回目全体会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度事業実績 ・平成24年度計画 <p><定例会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績の見直し ・健康教育指針の作成 ・5 県市連絡会議の開催 ・保健福祉事務所との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度「児童虐待防止に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会報告書」作成（*保健師は地区を持たずに専門性を生かした業務担当を継続） ・神奈川県児童相談所保健師業務（平成23年5月31日改訂版）を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 県市児童相談所連絡会議を開催 ・児童虐待予防のための市町村母子保健活動支援システムの構築について作成 ・児童福祉司部会（2月15日）にて、健康教育（性教育）の実践報告 ・保健師業務活動報告書（県北地域児童相談所） ・「虐待から子どもを守る～児童相談所の立場から～KANAGAWA看護だより 2011年5月Vol. 138 ・「様々な職場で働く保健師たち」保健師職能委員会だより 平成23年10月発行第47号

年度	配置 (◎) 会議 (○)	実績
24年度	◎ 5 児童相談所に保健師配属。 ○ 県児童相談所保健師連絡会議 <全体会議> ・ 24年度活動報告及び25年度活動計画 ・ 児童相談所保健師マニュアル <定例会議> ・ 合同プロジェクトについて ・ 5 縣市連絡会議 ・ 児童相談所保健師マニュアルについて	・ 5 縣市児童相談所連絡会議を開催 (横浜市)
25年度	◎ 5 児童相談所に保健師配属。 県北地域児童相談所 閉所 ○ 県児童相談所保健師連絡会議 <連携会議> ・ 25年度活動実績及び26年度活動計画 ・ 保健師業務の明確化に向けた検討 <定例会議> * 担当課長の配置 * その他の関係者の参加可 ・ 保健師業務の明確化に向けた検討 ・ 医療機関からの通告事例分析 ・ 性被害を受けた児童の婦人科受診の際の検査項目	・ 5 縣市児童相談所連絡会議を開催 (相模原市) ・ 神奈川県児童相談所の保健師～早わかり ナビ～(H26年3月作成) ・ 児童相談所チームアプローチにおける保 健師の役割～所内多(他)職種へのアン ケート調査に基づき～報告書 (H26年3 月作成) ・ 紀要Vol14 2013「大和市との連携・協 働～県北地域児童相談所 4年間の取り 組み～」掲載
26年度	◎ 平塚児童相談所開所。 5 児童相談所 (中央、平 塚、鎌三、小田原、厚木) に保健師配属。 ○ 県児童相談所保健担当者会議 (名称変更) ・ 「 <u>児童相談所担当者会議設置運営要領</u> 」に記載 <定例会議> ・ 事業実績及び活動計画 ・ 医療機関情報 ・ 性的虐待フロー確認 ・ 保健師による高3生向け健康教育の展開 ・ 保健師業務の調査報告書等の活用の検討	・ 5 縣市児童相談所連絡会議を開催 (川崎市) ・ 紀要Vol15 2014「児童相談所チームア プローチにおける保健師の役割～所内多 (他) 職種へのアンケート調査に基づき ～」掲載
27年度	◎ 5 児童相談所に保健師配属 ○ 県児童相談所保健担当者会議 <定例会議> ・ 活動実績及び活動計画 ・ SBS/AHT等に関する検討 ・ 市町村保健師向け研修の検討 ・ 5 縣市児童相談所連絡会議	・ 5 縣市児童相談所連絡会議を開催 (神奈川県) ・ 里親認定前研修の講義内容の統一
28年度	◎ 5 児童相談所に保健師配属 ○ 県児童相談所保健担当者会議 <定例会議> ・ 活動実績及び活動計画 ・ SBS/AHT等による虐待通告事例のまとめ ・ 市町村保健師向け研修の検討 ・ 業務集計表の検討 ・ 施設での性教育について ・ 児童虐待ゼロをかながわから！次世代へのプロジ ェクトについて ・ 保健師業務10年間のまとめ作成について ・ 性的虐待の医療機関受診フローについて	・ 5 縣市児童相談所連絡会議を開催 (横須賀市) ・ 「地域の保健師と児童相談所の連携のた めの研修」を開始 ・ ひこばえ「里親サロン」の保健相談 ・ 国立保健医療科学院の虐待コース講師 「児童相談所における保健師の役割」 ・ 【調査報告】神奈川県児童相談所におけ る頭部外傷による虐待通告事例の分析 及び児童福祉司へのインタビューを通 して ・ 県民局長表彰「児童相談所における乳幼 児頭部外傷虐待通告事例研究チーム」

平成 29年 度	<p>◎ 5 児童相談所に保健師配属 ○ 県児童相談所保健担当者会議 ＜ 拡大会議を初めて開催 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所組織や業務の変化と保健師に期待すること ・ 県保健師の状況と課題、人材育成 ・ 児童相談所保健師業務の経過と今後の方向性 <p>＜ 定例会議 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動実績及び活動計画 ・ 拡大会議開催の検討 ・ 市町村保健師向け研修の検討 ・ 保健師業務10年間のまとめ作成について ・ 性的虐待の医療機関受診フローについて ・ 研究発表についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 縣市児童相談所連絡会議を開催（横浜市） ・ 「地域の保健師と児童相談所の連携のための研修」を実施 ・ ひこばえ「里親サロン」の保健相談 ・ 子ども虐待予防研修（次世代育成課）講師「児童相談所の保健師からみた地域支援」と予防教育案への助言者 ・ 国立保健医療科学院の虐待コース講師「児童相談所における保健師の役割」 ・ 第63回神奈川県公衆衛生学会「関係機関が連携した高校生への健康教育の試み」 ・ 第39回地域保健師研究発表会「神奈川県児童相談所における保健師業務について」、「保健福祉事務所、児童相談所、市町村のそれぞれの目的を統合した講演会の取り組みについて」 ・ 紀要Vol118「小田原児童相談所管内の児童虐待発生の傾向と要因について」
平成 30年 度	<p>◎ 5 児童相談所に保健師配属 ○ 県児童相談所保健担当者会議 ＜ 拡大会議 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <p>＜ 定例会議 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動実績及び活動計画 ・ 拡大会議開催の検討 ・ 市町村保健師向け研修の検討 ・ 児童相談所保健師マニュアル改定の検討 ・ 研究発表についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 縣市児童相談所連絡会議を開催（相模原市） ・ 「地域の保健師と児童相談所の連携のための研修」を開始 ・ ひこばえ「里親サロン」の保健相談 ・ 子ども虐待予防研修（次世代育成課）講師「児童相談所の保健師からみた地域支援」と予防教育案への助言者 ・ 国立保健医療科学院の虐待コース講師「児童相談所における保健師の役割」 ・ 第25回日本精神科看護専門学術集会「心理的虐待の分析から今後の取り組みを考える」 ・ 第24回日本子ども虐待防止学会「神奈川県児童相談所の保健師配置の効果と今後の課題」、「虐待予防のための父親支援の具体的支援」 ・ 第64回神奈川県公衆衛生学会「厚木児童相談所一時保護所の幼児、児童、生徒への歯科保健の関わり」 ・ 第40回地域保健師研究発表会「高校生の当事者意識を引き出す性に関する予防教育の協働実践」、「性教育における児童相談所保健師の取り組みと展望」 ・ 書籍掲載：新版保健師業務要覧第4版（日本看護協会）「福祉機関における保健師活動に実際－神奈川県の子児童相談所を例に－」 ・ 雑誌掲載：保健師ジャーナルVol174.8（医学書院）「児童相談所の保健師活動 神奈川県における実践から」

令和 元 年 度	<p>◎ 5 児童相談所に保健師配属 ○ 県児童相談所保健担当者会議 ＜ 拡大会議の開催 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所組織や業務の変化と保健師に期待すること ・ 児童相談所保健師業務の現状 ・ 県保健師の現状・人材育成計画について ・ 児童相談所保健師に関する人材育成に関する取組み <p>＜ 定例会議 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動実績及び活動計画 ・ 児童相談所保健師マニュアル改定の検討 ・ 市町村保健師向け研修の検討 ・ 乳幼児を養育する里親支援調査の検討 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 県市児童相談所連絡会議を開催（川崎市） ・ 「地域の保健師と児童相談所の連携のための研修」を実施 ・ ひこばえ「里親サロン」の保健相談 ・ 国立保健医療科学院の児童虐待防止研修講師「児童相談所における保健師の役割」 ・ 第61回日本教育心理学会シンポジスト「子どもの心身の成長ならびに教育の基盤を支える安全・安心について考える」 ・ 神奈川県歯科保健研修講師「一時保護所における歯科教育委員会の取り組み」 ・ 子ども虐待予防研修（次世代育成課）講師「児童相談所の保健師からみた地域支援」と予防教育案への助言者 ・ 第64回神奈川県公衆衛生学会「厚木児童相談所一時保護所の幼児、児童、生徒への歯科保健の関わり」 ・ 第41回地域保健師研究発表会「高校生の当事者意識を引き出す性に関する予防教育の協働実践」 ・ 神奈川県児童相談所保健師マニュアル改訂
令和 2 年 度	<p>◎ 5 児童相談所に保健師配属 ○ 県児童相談所保健担当者会議 ＜ 拡大会議の開催 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県保健師の現状、人材育成について ・ 県児童相談所保健師の業務について ・ 県児童相談所における保健師活動の現状及び人材育成に関する取組みについて <p>＜ 定例会議 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動実績及び活動計画 ・ 新型コロナウイルス感染症対策 ・ 市町村保健師向け研修の検討 ・ 乳幼児を養育する里親支援調査の検討 ・ 5 県市児童相談所連絡会議の検討 <p>○ 新型コロナウイルス感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濃厚接触児童の一時保護対応 マニュアル作成、職員向け感染対策研修、一時保護施設の準備、一時保護児の健康観察と受診調整 ・ 各所所属内の感染予防対策 ・ 一時保護所での感染対策 ・ 施設向け感染対策支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 県市児童相談所連絡会議を開催（神奈川県） ・ 「地域の保健師と児童相談所の連携のための研修」を実施 ・ 新型コロナウイルス感染症対応研修を実施 ・ 国立保健医療科学院の児童虐待防止研修・児童相談所中堅研修講師「児童相談所における保健師および児童福祉司の役割」 ・ 第66回神奈川県公衆衛生学会（中止）「児童相談所一時保護所における歯科健康教育への取組み－第2報－」 ・ 性教育連絡会で報告「障害児施設での性教育について」
令和 3 年 度	<p>◎ 大和綾瀬地域児童相談所開所。6 児童相談所に保健師が各 1 名配属 ○ 県児童相談所保健担当者会議 ＜ 拡大会議 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県保健師の現状、人材育成について ・ 県児童相談所保健師の業務について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 県市児童相談所連絡会議を開催（横浜市） ・ 「地域の保健師と児童相談所の連携のための研修」を実施（ZOOM開催） ・ 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会地域母子保健研修「母子保健活動における

<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉事務所と児童相談所の連携について ＜定例会議＞ ・活動実績及び活動計画 ・新型コロナウイルス感染症対策 ・市町村保健師向け研修の検討 ・児童虐待未然防止プロジェクトの検討 ・保健学習シリーズの検討 ○新型コロナウイルス感染症対策 <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触児童の一時保護対応 一時保護施設の増加に伴うマニュアル作成、 オリエンテーションシートの作成、一時保護 児の健康観察と受診調整 ・各所所属内の感染予防対策 ・一時保護所での感染対策 ・施設向け感染対策支援 	<p>児童虐待予防」講師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども虐待予防研修（次世代育成課） 講師「児童相談所の保健師からみた地域支援」（ZOOM開催） ・第43回地域保健師研究発表会「里親が安心して乳幼児を養育するための地域支援と連携」
---	---

2 研究15年間のまとめ

年度	テーマ等	学会名・掲載先等
H20	(1) 児童相談所における保健師の専門性と役割について	第30回地域保健師研究発表会 県公衆衛生学会
H21	(2) 茅ヶ崎市、茅ヶ崎保健福祉事務所及び県中央児童相談所 における児童虐待予防連携システム事業について ～（第1報）母子保健と児童福祉の有機的な連携～	第31回地域保健師研究発表会 県公衆衛生学会
H22	(3) 児童虐待予防につながる母子保健事業の展開への支援 ～乳幼児揺さぶられ症候群が疑われる事例をとおして～	第32回地域保健師研究発表会
H23	(4) 神奈川県児童相談所における保健師業務の検討 ～児童相談所保健師配置の経過から～	第17回日本子ども虐待防止学会
	(5) 保健師業務活動報告書（県北地域児童相談所）	報告書
	(6) 児童虐待対応における町、保健福祉事務所、児童相談所 の保健師の役割を考える～特定妊婦の援助の過程から～	第33回地域保健師研究発表会
	(7) 児童相談所と保健福祉事務所との連携を考える ～平成22年度の実績と検討経過及び実践から～	第33回地域保健師研究発表会
H24	(8) 神奈川県児童相談所における保健師の役割について	第71回日本公衆衛生学会
	(9) 神奈川県児童相談所における保健師の役割について ～保護児の健康教育からの考察～	第18回日本こども虐待防止学会
	(10) 周産期からの児童虐待予防のシステム構築について ～児童相談所としての広域調整の過程を通して～	第34回地域保健師研究発表会
	(11) 乳幼児揺さぶられ症候群の予防の取組み（第1～3報） ～正しい知識の普及と予防プログラムの展開の歩み～	第18回日本こども虐待防止学会
	(12) 主な虐待者が精神疾患等を有する事例における児童相 談所保健師の役割について（5児相）	第34回地域保健師研究発表会
H25	(13) 医療機関からの通告事例における児童相談所保健師の 役割（第1～2報）（5児相）	第35回地域保健師研究発表会
	(14) 児童相談所保健師による効果的な健康教育について ～児童養護施設と連携した健康教育からの一考察～	第2回日本公衆衛看護学会
	(15) 児童相談所保健師による効果的な健康教育について ～施設入所児への健康教育からの一考察～	第19回日本子ども虐待防止学会
	(16) 児童相談所と母子保健担当機関との連携について ～管内保健師連絡会議からの考察～	第72回日本公衆衛生学会
H26	(17) 児童相談所と保健福祉事務所の事業連携に関する 一考察	第36回地域保健師研究発表会
	(18) 児童相談所チームアプローチにおける保健師の役割 ～所内多(他)職種へのアンケート調査からの考察～(5児相)	第36回地域保健師研究発表会
H27	(19) 神奈川県児童相談所におけるSBS/AHT（疑い）による虐 待通告事例の分析（5児相）	第37回地域保健師研究発表会
	(20) ハイリスク児童への性教育について ～児童相談所における実践から～	第37回地域保健師研究発表会
H28	(21) 神奈川県児童相談所におけるSBS/AHT（疑い）による虐 待通告事例の分析（第2報）（5児相）	第38回地域保健師研究発表会
	(22) 児童相談所における乳幼児の頭部外傷による虐待通告 事例の対応（第1～2報）（5児相）	第22回日本子ども虐待防止学会
	(23) 小田原児童相談所虐待相談増加の傾向と要因について ～心理的虐待の分析から今後の取り組みを考える～	第38回地域保健師研究発表会

年度	テーマ等	学会名・掲載先等
H29	(24) 関係機関が連携した高校生への健康教育の試み～望まない妊娠・STI・SBSの予防を身近な問題として伝える教育～	第63回県公衆衛生学会
	(25) 保健福祉事務所、児童相談所、市町村のそれぞれの目的を統合した講演会の取り組みについて～性感染症、望まない妊娠、児童虐待の予防～	第39回地域保健師研究発表会
	(26) 保健福祉事務所、児童相談所、市町村のそれぞれの目的を統合した講演会の取り組みについて～児童虐待予防の視点から～	
	(27) 神奈川県児童相談所における保健師業務について～県児童相談所保健師配置10年のまとめから～	第39回地域保健師研究発表会
H30	(28) 心理的虐待の分析から今後の取り組みを考える～神奈川県小田原児童相談所管内虐待相談増加の傾向と要因から	第25回日本精神看護専門学術集会
	(29) 神奈川県児童相談所の保健師配置の効果と今後の課題～神奈川県児童相談所保健師業務10年のまとめから～	日本子ども虐待防止学会第24回 おかやま大会
	(30) 虐待予防のための父親支援の具体的支援～小田原児相管内の虐待相談増加傾向とフィンランドのパパカードから	
	(31) 厚木児童相談所一時保護所の幼児、児童、生徒への歯科保健の関わり	第64回神奈川県公衆衛生学会
	(32) 高校生の当事者意識を引き出す性に関する予防教育の協働実践	第40回地域保健師研究発表会
	(33) 性教育における児童相談所保健師の取り組みと展望	
	(34) 福祉機関における保健師活動に実際－神奈川県の子供相談所を例に－	書籍掲載：新版保健師業務要覧 第4版（日本看護協会）
	(35) 児童相談所の保健師活動神奈川県における実践から	雑誌掲載：保健師ジャーナル Vol174.8（医学書院）
R1	(36) 子どもの心身の成長ならびに教育委員会の基盤を支える 安全・安心について考える 家庭における子どもの安全・安心への支援	日本教育心理学会第61回総会
	(37) 厚木児童相談所一時保護所の幼児、児童、生徒への歯科保健の関わり	第64回神奈川県公衆衛生学会
	(38) 高校生の当事者意識を引き出す性に関する予防教育の協働実践	第41回地域保健師研究発表会
R2	(39) 児童相談所一時保護所における歯科教育への取り組み～児童及び職員の変化 児童相談所保健師の視点から～	第66回神奈川県公衆衛生学会 (中止)
R3	(40) 里親が安心して乳幼児を養育するための地域支援と連携	第43回地域保健師研究発表会

○ 研究は、毎年1つ以上を目指し実施してきました。配置当初は児童相談所保健師の業務を明確化するテーマで、5年目以降はSBS/AHT等具体的な課題への取り組みについての内容となり、導き出された結果からSBS/AHT予防の発信等を行ってきました。10年目以降は児童相談所保健師10年のまとめ作成から見えた業務、歯科保健、性教育、父親支援等、各児童相談所の地域性に合わせた取り組みについての報告が増えました。研究発表を続けたことにより、児童相談所保健師の業務や役割についての全国規模の講師依頼や他自治体からの視察希望が続いています。令和2年以降は新型コロナウイルス対策のため、一時的に研究報告が減少している状態です。

Ⅲ 保健師業務15年間のまとめと今後の取組み

1 保健師業務10年間のまとめについて（「神奈川県児童相談所保健師業務10年のまとめ」より再掲）

保健師が配置されてこの10年を振り返ってみると、平成19年に配置された当初は、児童相談所においてまずは「保健師」を理解してもらうことからはじめています。その後、児童福祉司等と一緒に動きながら、児童相談所における保健師の役割を模索し、平成21～25年度は保健師の役割や課題が具体的になってきています。平成26～28年度は、保健師活動が拡大される中で、各児童相談所の地域の実情や虐待発生状況、取組みに応じて、それぞれの児童相談所の保健師活動に特色が出てきています。

児童相談所に保健師が配置されたことで、乳幼児を中心としたケース、特定妊婦、精神疾患事例、SBS/AHTなどの重症事例のアセスメントなどを含む個別ケースの対応などの積み重ねで、児童相談所保健師としての経験を積んでいきました。

また、性教育を中心とした健康教育や市町村母子保健や精神保健など関係機関との連携やシステム構築など、児童福祉分野の中での保健医療の視点での活動が充実・強化されています。

さらに、10年間の変遷をみると児童相談所の保健師の役割の整理や、児童虐待の発生予防・再発防止の活動など、課題が次への取組みへととなり、活かされ、発展的な活動に繋がっています。

児童福祉司からも保健医療的アセスメントのアドバイスがケースの対応に役立った、医療機関とのやりとりがスムーズになった、保健師の視点・経験が児童相談所業務に役立ったなどの声が聞かれています。

2 保健師業務11年～15年のまとめについて

平成29～令和元年度までは、その前10年間の流れを汲み、「神奈川県児童相談所保健師業務10年のまとめ」の作成や児童相談所保健師マニュアルの改訂を行いました。

各児童相談所の地域特性を踏まえた活動として、①保健福祉事務所や市町村と協働した児童虐待予防教育（揺さぶられ症候群や望まない妊娠の予防）を高校生対象に実施、②児童養護施設や障害児施設と協働した施設内性教育の推進、③児童虐待予防のための父親支援としてパパカードの作成、④一時保護所入所児童に対して保健福祉事務所と協働した歯科保健教育などがあげられます。また、全所共通の保健師活動として、①乳幼児を養育する里親への育児支援、②性被害を受けた児童のアセスメントや受診調整と健康教育の実施、③保護者が精神疾患を有する事例への継続支援への関与、④AHTなどの外傷事例に対して予防も含めた事例支援や研修の企画実施などの業務が増え、地域での児童虐待予防の取組みを更に強化する活動につながっていました。

令和元年末からは新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、常勤の保健医療職として、日常業務の中で行う県民や職員に対する感染防止対応、一時保護所児童に対する感染防止対応、濃厚接触児童の一時保護対応（詳細はP18参照）が大きな業務として加わりました。その中で、所内で感染症が発生した際には、各所の保健師が1名のみで対応するのではなく、迅速に感染拡大防止対策を行うために全児童相談所の保健師が複数交代制で協力する体制が児童相談所長会議で整理されました。

コロナ禍で社会活動が停滞したこともあり、保健師の児童相談所配置当初から課題となっている市町村母子保健の支援や医療機関との連携や支援、地域の児童虐待予防体制などは、今後も引き続き取り組む課題です。

その中で、地域の医療機関との連携は会議や研修の企画・実施を行いました。市町村母子保健への支援や地域の予防体制づくりは、各所で取組に濃淡があり、今後は6児童相談所で継続的に情報共有をしながら進めることが必要な課題だと感じています。

今後は、これまでの15年間で積み上げ、確立してきた児童相談所保健師としてのノウハウや経験を活かし、取組みを充実強化させていく必要があります。

3 課題と今後の取組み

平成29年度には「児童相談所のあり方検討プロジェクト会議」において、現状の課題と児童相談所保健師が今後10年の目指す方向を検討し、具体的な今後の取組みをまとめ、10年のまとめにも記載しています。今後の課題と新たな課題は次の通りです。

(1) 課題

ア 地域の虐待対応及び虐待予防の体制づくりを推進するための取組み

これまで培ってきた児童相談所配置保健師としてのノウハウや経験を活かし、新たに「虐待予防」の視点から取組みを拡大し、充実強化させていく必要があります。まずは、市町村母子保健担当部署及び保健・医療関係機関が実施する虐待予防・再発防止のための取組みをサポートするための役割を明確に位置づけ、地域の虐待予防の体制づくりを進める必要があります。

【10年のまとめに記載された今後の取組みと15年の取組みの現状】

(ア) 市町村母子保健担当部署への支援強化

児童相談所における児童虐待対応のノウハウを活かしたバックアップ機能、コンサルテーション機能による、個別ケース支援及び組織的対応の仕組みづくりを後方支援していくことが必要です。

<15年の取組みの現状>

- 母子保健に対しては6 児童相談所保健師の企画で「地域保健師と児童相談所の連携のための研修」をコロナ禍でも実施しました。この研修で市町村や保健福祉事務所の母子保健担当者に児童相談所業務を知っていただくとともに、事例検討の実施により、母子保健と児童福祉担当両者で、継続的な地域支援が必要な事例への支援の役割を学ぶことができる貴重な機会となっています。
- 各児童相談所での取組みは、地域特性もあり、児童相談所により対応の濃淡がある部分です。既に市町村と保健福祉事務所と連携した連絡会を実施している児童相談所もあります。その結果、母子保健と要対協との連絡会を実施する市町村の増加や、母子保健での虐待予防の取組みの広がりがみられています。
- 個別事例については市町村から助言を求められ、随時対応している児童相談所もあります。

<今後の取組み>

各児童相談所と市町村母子保健との連携については地域ごとに特徴があるため、保健担当者会議などを通じて取組みを共有し、より一層充実していくことが必要です。

(イ) 市町村母子保健担当部署の保健師の人材育成支援

必要に応じて研修の受入れや人事交流の検討等を実施する必要があります。

<15年の取組みの現状>

- 母子保健担当部署との人事交流については検討が進んでいない現状があります。
- 研修の受け入れについては、児童相談所の市町村支援事業の中で、援助方針会議の陪席等の業務見学を、市町村の児童福祉担当者のみでなく、母子保健担当者や県保健福祉事務所の母子保健担当者にも開始し、児童相談所業務の理解を進めている児童相

談所もあります。

○重篤事例への対応を通じて、児童相談所保健師が母子保健担当部署に向けて研修を企画し、早期発見・対応を促進しはじめた地域もあります。

○児童相談所保健師の発信で、市母子保健、市児童相談部署、県保健福祉事務所協との協働による定期的な人材育成研修を開始した地域もあります。

<今後の取り組み>

母子保健担当部署の人材育成については、所管内の特徴を地域特性として児童相談所保健師が所内に発信し、児童相談所業務としての実施を検討していく必要があると考えています。また、各所の地域特性や取組みを6児童相談所の保健師で共有・情報交換するとともに、管内の保健所や保健福祉事務所と協力しながら進めることが必要です。

(ウ) 各児童相談所所管内市町村の虐待予防対策の広域調整

本庁関係部署、県保健福祉事務所及びセンターと協働し、各所管内市町村の虐待予防対策に係る広域調整機能の強化を図ります。

<15年の取り組みの現状>

○本庁関係部署や各所管内保健福祉事務所が主催する児童虐待予防に係る会議への参加を通じて児童相談所からの情報発信を続けています。

○平成29年度から実施している保健担当者会議拡大会議の中では、児童相談所保健師の活動の現状を報告及び共有をしています。

<今後の取り組み>

各所管内市町村の虐待予防対策にかかる広域調整機能の強化については引き続き、児童相談所内と関係部署との協働し、検討することが必要です。

(エ) 医療機関の虐待対応力の向上

医療機関への虐待の早期発見・対応に係る研修の実施や、医療機関に設置される虐待防止委員会（CAPS）の立ち上げや運営の支援強化を図ります。

<15年の取り組みの現状>

○全所で保健師が事務担当者となり、医療機関との連絡会議を実施し、連携を強化するとともに、各医療機関の虐待防止委員会（CPT）についての情報交換を行う機会としています。会議の内容や仕組みは地域の医療機関の特徴に合わせた形で各所工夫しています。

○医療機関との研修は児童相談所により取り組みが異なります。地域の医師会や市町村、保健福祉事務所との共催研修の実施や、小児医療基幹病院と定期的な研修を実施する児童相談所もあります。

<今後の取り組み>

各児童相談所の医療機関連絡会議で明らかになった課題や好事例を保健担当者会議等を通じて児童相談所内で共有するとともに、管内の医療機関に情報提供し研修の実施や連携強化をすることで、県域全体の医療機関の虐待対応力の向上につなげていきます。

イ 保健師配置数の改善

保健師配置から10年が経過し、業務が明確化された一方、通告数の増加に伴う業務量の増加

や虐待を予防する地域づくりなど新たに期待される業務が多くなっています。

児童福祉法の改正により、県児童相談所の児童福祉司、児童心理司の配置数は平成29年度と令和3年度ではほぼ倍増しました。しかし、保健師の配置数は各所1名配置から変更のない状態が続いています。業務の中で事例対応の依頼が重なり、タイムリーに対応することが難しい現状がある中で、地域との虐待予防の取組みも行っており、十分に役割や業務を果たしているとはいい難く、今後は各児童相談所の規模、業務量等に応じた複数の保健師配置が必要です。

また、次の世代の保健師が児童相談所で力量を発揮できるよう、児童相談所に配置された保健師としての知識や技術を継承していき、保健師のスーパーバイザーの位置づけやフォローアップ体制等を含めた人材育成の体制づくりを進めていく必要があります。

【10年のまとめに記載された今後の取組みと15年の取組みの現状】

(ア) 統括的な立場の保健師の配置

県所管全体の調整機能、とりまとめ役として、統括的な立場の保健師の中央児童相談所機能としての虐待対策支援課への配置に向けた取組みを進める必要があります。

<15年の取組みの現状>

○平成29年度から開始した保健担当者会議拡大会議の場で発信と検討を続けています。

現在まで配置には至っておらず、取組みを継続しています。

<今後の取組み>

県保健師全体の配置体系に統括保健師の配置に向けた取組みを今後も進めていく必要があります。

(イ) 保健師の複数配置と育成

虐待を予防する地域づくりなど新たに期待される業務が多くなっていますが、業務量に見合う人員配置がないことで十分に新たに期待される業務を果たすことができなくなっていることから、また、人材育成の観点からも、中堅と若手のペア配置による各所複数体制の確保に向けた取組みを進めるとともに、保健師に対するスーパーバイス機能及びフォローアップのための体制の整備を図ります。なお、配置人数については、児童相談所の設置基準が中核市及び特別区にも設置できると改正されたことを踏まえると、概ね人口30万人に1名の配置が目安になると考えられます。

<15年の取組みの現状>

○平成29年度から開始した保健担当者会議拡大会議の場で発信と検討を続けています。

現在まで配置には至っておらず、取組みを継続しています。

<今後の取組み>

県保健師全体の配置体系に児童相談所にも統括的な立場の保健師の配置に向けた取組みを今後も進めていく必要があります。

(ウ) 保健師キャリアパスとしての児童相談所勤務の推進

能力開発期にある保健師に向けて児童相談所配置保健師の「仕事の見える化」を図るなど、発信方法を工夫するとともに、保健師キャリアパスとして児童相談所配置勤務を推進していく必要があります。

<15年の取組みの現状>

○かながわ保健・公衆衛生エキスパートナビの人事ローテーションの方針では、児童相談所への配置はエキスパート期（10～15年目以降）とされています。

○「仕事の見える化」については保健福祉事務所の保健師連絡会の場において、また「地

域の保健師と児童相談所の連携のための研修」、さらに県外研修の場などで児童相談所保健師の業務の周知を図っています。

○児童相談所によっては、保健福祉事務所と連携し、保健師学生に対して児童相談所保健師業務の講義を実施している所属もあります。

<今後の取り組み>

引き続き、研修や本報告書の周知なども含めて発信方法を工夫するとともに、児童相談所における保健師業務の経験が公衆衛生専門職としてどのように役立てるのか検討を重ね、発信していく必要があります。

IV 児童相談所経験のある保健師からの一言

中央児童相談所 平成28年度～令和元年 S保健師

4年間在籍し、貴重な経験をたくさんさせていただきました。400字に収めようと思うと、何を記載しようか、とても迷います。

1つ1つの事例も迷ったり悩んだ分、記憶に残っています。赴任初日に、児童福祉施設で生活していた高校生女子がリストカットをし、いっしょにタクシーに乗って受診をしたのですが、右も左もわからず本当に緊張しましたし、少ない時間で読んだ複雑な成育歴に驚き、親に宛てた本人の手紙に涙が出そうになったのを今でも思い出します。その他にも、性的虐待、後遺症を残す身体的虐待、乳幼児の事例、救えなかった命、思いたすと尽きません。また、正解が見えにくい中でも、児童福祉司、児童心理司、施設職員の方、時には警察や司法等、かかわるスタッフも一生懸命に取り組んでいたことが強みだったなと思います。現在は、市町の母子保健担当部署とお仕事をする機会があるので、児童相談所経験を生かせるようにと思っています。

中央児童相談所 令和2～4年度 Y保健師

私の初年度となる令和2年度は、児童福祉司の大幅増員、また新型コロナウイルス感染症拡大で、学校が休校となり訪問等も慎重な年でした。初めは、ケース対応や新型コロナウイルス感染症対策等を、どう対応してよいかわからない状態でしたが、所長や課長等のサポート、福祉職の皆さんとのチーム対応、他児童相談所保健師の助言や連携、神奈川県児童相談所保健師マニュアル等のおかげで対応することができました。

新型コロナウイルス感染症における対応では、他部署や児童相談所間の保健師等の協力により、一時保護所の感染対策やマニュアル等を作り上げました。一時保護中の対応もですが、一時保護前の調整も大変だったことが思い出されます。新型コロナウイルス感染症対応から重症事例等の様々なケース対応、経験等をおしとくさんの学びをさせてもらいました。これからの保健師活動に生かしていきたいと思います。

平塚児童相談所 平成29～令和2年度 M保健師

先輩たちの活動に触れ、憧れ、希望していた配属でしたが、やりたいこと求められていることを考えつつも、判断に戸惑い不安に思うことも多くありました。その中で、気づきをいただき、支えられ励まされ、頑張ることができたのは、児童相談所の上司や同僚の方々、そして所属を超えた児童相談所保健師の先輩方の存在が大きかったです。

性的被害、加害児が多く、個々の事例に向き合い手探りで対応は、難しく保健師として学びの多い経験でした。そして重篤な事例、まもることができなかった事例については、予防という視点

で今でも忘れられない強烈なエネルギーになっています。

これらの事例への関わりだけでなく、市町村、医療機関、施設との協働等の経験が、今の保健活動に活かしています。今は性教育として、中絶を繰り返す方、障害児者等へのハイリスクアプローチについて地域関係機関と新たな展開を模索中です。楽しく濃く充実した日々をありがとうございました。

平塚児童相談所 令和3～5年度 N保健師

神奈川県に経験者枠で採用され、初めての所属が保健師1人職場の児童相談所と分かった時は正直戸惑いました。そして、着任当初は重圧に押しつぶされそうな日々を過ごしました。そんな中、平塚児童相談所の職場の皆さんに支えていただき、保健担当者会議のメンバーや前任保健師をはじめ県保健師の皆さんに相談に乗っていただき、業務を続けていくことができました。

最近では児童相談所保健師の「やりがい」を感じています。特に性教育の場面で児童に行動変容が起こったり、一緒に学んだ性教育の知識をベースに児童が自分のライフプランを選択できたりしたことは保健師の醍醐味を味わえた瞬間でした。

重篤事例も多い児童相談所の中にとると、虐待対応に保健師の予防の視点がとても重要なのだと痛感しています。予防に関しては、今後も市町村保健師の皆さんはじめ地域の関係機関と連携しながら、子どもの健やかな成長を支えていけるような保健師活動をしていきたいです。

鎌倉三浦地域児童相談所 平成26～29年度 M保健師

児童相談所保健師の経験は宝です。児童相談所から異動し、5年経過しているとは思えないくらい、今でも児童相談所で経験したことを思い出します。児童福祉司、児童心理司、親子支援チームの皆様と協働し、子供の命を守るために、様々な経験をさせてもらいました。SBSや火傷の事例、法医学も含む医学的な視点、家族含めた生活の視点、地域で生活するために、予防的な視点と市町母子保健との連携等、多職種との連携、チームアプローチ、「子供の命を守る」ために様々な視点から多くを学び、改めて保健師の専門性を教えてもらいました。異動先は本庁の感染症部署で経験が活かせないなど、当初は残念な気持ちでした。その後、新型コロナウイルス感染症の対応に追われましたが、神奈川県はいち早く、濃厚接触者のお子さんのための一時保護所を設置してくださいました。児童相談所保健師が中心となり、感染対策を進めていただき、大変心強かったです。児童相談所で学んだことは、どこで働いても活かされると感じており、後進の保健師が児童相談所で働きたいと思えるよう伝承していきたいと思います。

鎌倉三浦地域児童相談所 平成31～令和2年12月 M保健師

保健師が一人という状況に戸惑いが隠せない中スタートした、児童相談所での日々でした。待たなしの現場で、「受理会議ー！」という声を聞きながら、慣れない福祉の言葉、各専門職との専門的な視点での意見交換を行う、いい意味で大変刺激的な職場でした。

絶句するような状況の家庭、そこで生活し成長している子どもたちを目の当たりにし、「子どもの福祉のために」を念頭に心理司さん、福祉司さん等とチームで対応していても「この子は日々の生活や将来をどう思っているんだろう」ところが痛むことが多々ありました。そういったこともあります。だからこそ、各専門職と一丸になってケースに向き合うことを、とてもやりがいに感じられた職場でした。

神奈川県に保健師が配置され長い歴史が経ちました。今までにとどまることなく、保健師活動を展

開して行けることを願っています。

最後に多くのサポートと学びの機会をくださった鎌倉三浦地域児童相談所をはじめ、児童相談所の皆様に感謝いたします。

鎌倉三浦地域児童相談所 令和3年1月～5年度 A保健師

神奈川県に経験者枠で採用され、児童相談所に配属と聞いたときはとても戸惑いました。前職でも児童虐待や児童相談所業務が多く、県では別分野の業務に携わりたいと考えていたからです。そのような中、鎌倉三浦児童相談所の課長をはじめとする皆さまに多くのサポートをいただき、無事に3年を過ごすことができました。

県の児童相談所は「県民目線」をまさに「児童目線」に置き換え、支援しています。鎌倉三浦児童相談所では他児童相談所と同様に、性的虐待や三機関連携の増加、精神疾患を持つ保護者や児童の対応、養育に課題を持つ保護者から出生などが多い現状があります。保健師の専門性を発揮できると所で判断した際には、保健師支援を決定していただき、児童福祉司や児童心理司とともに組織的に支援することができました。

配属2年目を過ぎるころには「もっと県の児童福祉を学びたい」と思い、3年目には「このまま児童相談所保健師業務を継続したい」と感じられるほど、県児童相談所は丁寧に児童相談所に係属するお子さんや家庭に関わっています。児童相談所の保健師方が保健師業務を整理し、働きやすい環境を作っていたことも非常なやりがいを感じられた理由でした。

鎌倉三浦児童相談所での貴重な経験を今後の保健師活動に活かしていきたいです。たくさんの学びを本当にありがとうございました。

小田原児童相談所 平成27～30年度 N保健師

児童相談所勤務を卒業して5年が経ちますが、今もなお、記憶に鮮明に残っていることが多いです。当時、児童福祉司さんと共に多くの家庭を訪問しました。出会った母親、父親の「語られた言葉」、「語られなかった言葉」から、虐待予防には、私が以前従事していた母子保健の視点だけでは不十分で、父親支援も必要ということを感じ、諸々の過程を経て、「パパカード」を作成するに至りました。今思うと、その過程で、児童相談所スタッフ、地域の保健師、学生、そして何より現役の父親、母親より教えて頂いたこと、また児童相談所の経験で学んだことは、その後の私の業務にも大いに役立っています。あの時に出会った子どもたちや家族は、どうされているかと時に思い、地域での虐待予防支援の充実を今も願っています。

小田原児童相談所 令和元年度～令和5年度 Y保健師

児童相談所の仕事が目指すのは、困難な状況にあるお子さんが成長してから困った時や辛い時に自分から人とつながることができる人に育むこと、そして、家族への息の長い支援により、住民の健康と安全を促進することだと考えます。その中で、精度が高く根拠が明確な保健医療情報でアセスメントし所内に発信すること、ハイリスクアプローチから得られた児童虐待予防の情報を母子保健担当者に発信しポピュレーションアプローチにつなげること、医療機関との連携を強化すること、児童養護施設等での健康な生活への支援を協働すること等を中心に取組みました。保健師のもつ地域支援の機能は児童相談所においても変わらず発揮できます。

お子さんと、ご自身も大きな傷つきを持ちながら子育てをされている保護者の方に丁寧に関わっている児童相談所の職員の皆様の活動を知る中で、保健師としては「今の支援が生涯の健康にどの

ようにつながるか」をいつも念頭に置いてチーム支援にあたった、やりがいのある毎日でした。

出会いのすべてに感謝し、今後もこの貴重な経験を発信し続けることが自分の使命と思い、県民の健康支援に生かしていきたいと思えます。

厚木児童相談所 平成 28 年度～令和元年度 T 保健師

勤務初日から医療機関の重症事例通告が続き、地域や医療機関等との連携、早期発見の大切さを痛感しました。それぞれの児童福祉司に同行し、病院との調整、訪問、移送、セカンドオピニオン等々、これまで経験したことのない業務やケース対応に追われ、保健師の役割や専門性を考えながらの毎日でした。

暴力や性的虐待等で心と身体にダメージを受けた子どもや親達に接する中で感じたことは、やはり予防活動の必要性でした。保健福祉事務所事業の中に虐待予防の内容を取り入れた講演を組み込んでもらい継続実施。啓発の効果を感じました。

多職種が一体となってサポートしあうチームワークの良い職場でしたし、児童相談所保健師には課題検討ができる定期的な保健師連絡会議がありとても心強かったのを覚えています。

これからも、神奈川県が保健師が多職種チームの一員として、保健師の専門性である保健と医療のスキルの強みを生かし活躍できることを願っています。

厚木児童相談所 令和 2～5 年度 S 保健師

神奈川県に経験者枠で採用され、配属先は「厚木児童相談所」虐待に関して、言葉も法律も聞いたことはあるけれど、意味までは…用語集片手に読んでのみ理解が追いつかない…児童相談所保健師の役割は何だろう。配属当時は毎日自問自答の日々でした。保健師は児童相談所に一人のため苦しい思いをしたこともあるけれど、他児童相談所保健師、管内保健師、つながりのある保健師に吹き相談し、折れそうになる心を支えてもらっていました。また、暖かく受け入れてくれる上司・同僚のおかげで、ケースを通じて支援をしていく中で、「チームで支援をしていく醍醐味」を感じながら、日々の活動をしています。「児童相談所の保健師の役割とは」を常に念頭に置き、保健師活動の基本「予防的支援」を忘れずに今後も「いてくれてよかった」と思ってもらえるような保健師になれるよう活動していきたいと思えます。

大和綾瀬地域児童相談所 令和 3 年度～ Y 保健師

保健福祉課で10年以上母子保健を担当し、0歳児死亡の予防対策や医療的ケア児の訪問等をする中で、児童相談所勤務を希望し、令和3年4月新設の児童相談所に異動しました。

新しい事務所で、訪問バッグや体重計の購入から始めました。当児童相談所は、開設と同時に一時保護所も管轄したため、新型コロナ関連の所内研修、有症者の相談、職員や一時保護児童の発症に伴う疫学調査や感染拡大防止対策等は次々舞い込みました。

しかし私と同様に児童相談所勤務1年目の福祉司が大半で、「保健師は何者か」を知りません。「保健師の売り込み！」をして、少しずつ、乳幼児訪問や移送、緊急保護児童の最初の受診調整と同行、AHTなどが来るようになりました。更に援助方針会議の中で、保健師視点から援助の必要性があるケースを見出し、担当福祉司に説明して保健師を活用してもらいました。

今では福祉司が「Yさん、いい？」と隣席に座り、性教育や病状調査などの相談があります。今後も一人だけの医療専門職であり予防の専門職として、チーム内の役割を果たしたいと思えます。

資料編

1 県児童相談所の概要

(人口動態は令和4年1月1日現在)

児童相談所名 (一時保護所 定員数)	所在地	所管区域	人口	児童数	児童比 (%)
中央	〒252-0813 藤沢市亀井野3119 TEL0466(84)1600	藤沢市、茅ヶ崎市、 寒川町	734,113	113,648	15.5
平塚 (25名)	〒254-0075 平塚市中原3-1-6 TEL0463(73)6888	平塚市、秦野市、 伊勢原市、大磯町、 二宮町	579,523	78,450	13.5
鎌倉三浦 地 域	〒238-0006 横須賀市日の出町1-4-7 TEL046(828)7050	鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町	302,579	40,656	13.4
小田原	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (小田原合同庁舎1F) TEL0465(32)8000(代)	小田原市、南足柄市、 中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町	334,080	42,785	12.8
厚木 (25名)	〒243-0004 厚木市水引2-11-7 TEL046(240)6430	厚木市、海老名市、 座間市、愛川町、清川村	535,856	76,026	14.2
大和綾瀬地域 (30名)	〒252-0813 藤沢市亀井野3119 TEL0466(81)8066	大和市、綾瀬市	324,887	47,858	14.7

2 機構・職員配置

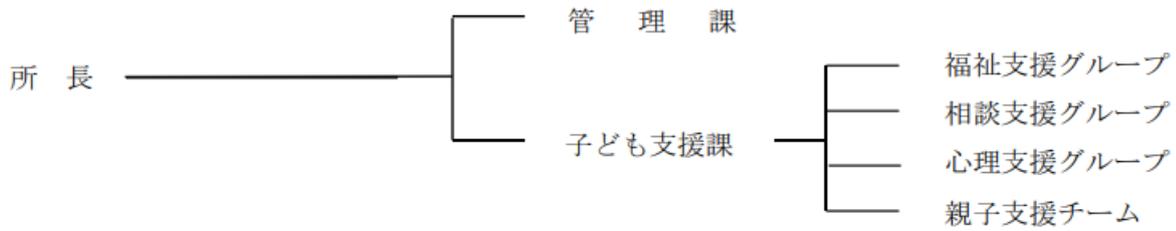
<平成29年度～令和元年度>

ア 機構

(ア) 中央・平塚・厚木児童相談所

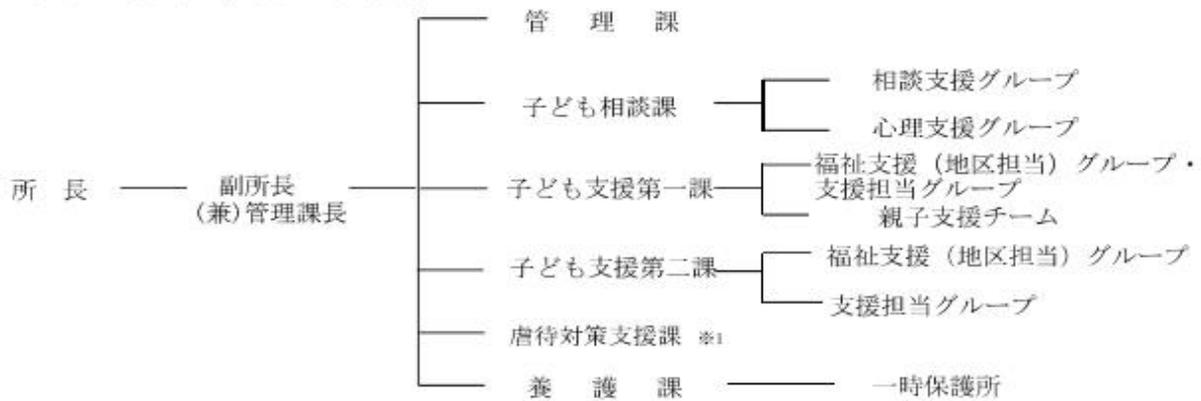


(イ) 鎌倉三浦地域・小田原児童相談所



<令和2年度>

(ア) 中央・厚木児童相談所



※1 虐待対策支援課は、中央児童相談所に設置

(イ) 平塚児童相談所



(ウ) 小田原児童相談所



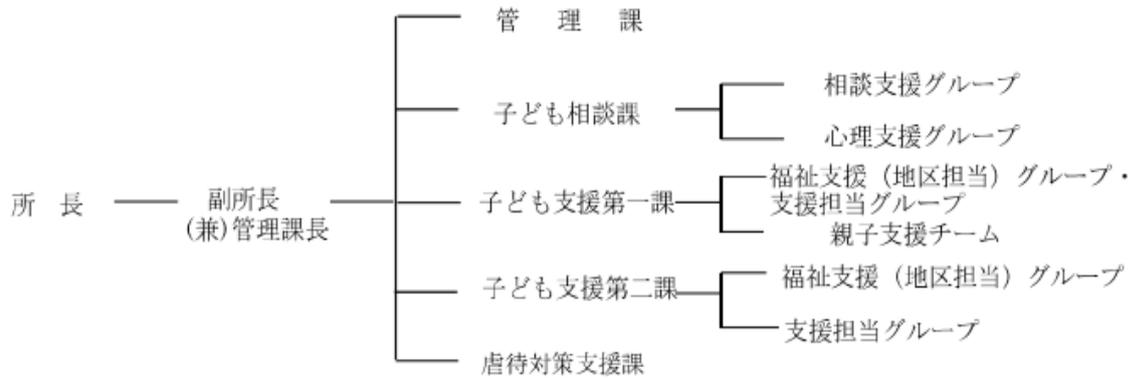
(エ) 鎌倉三浦地域児童相談所



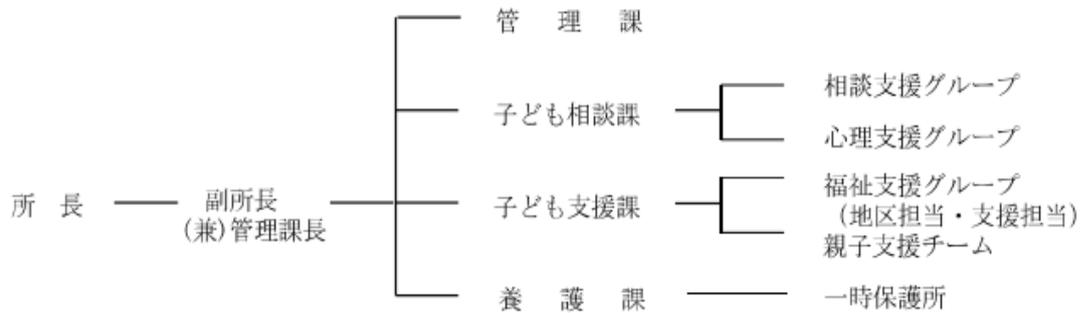
<令和3年度>

ア 機構

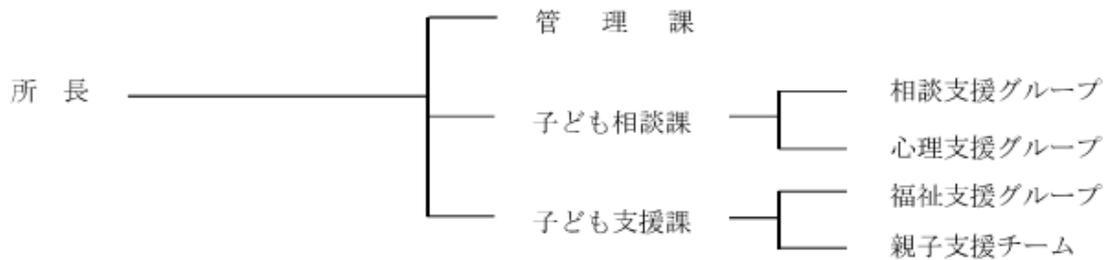
(ア) 中央児童相談所



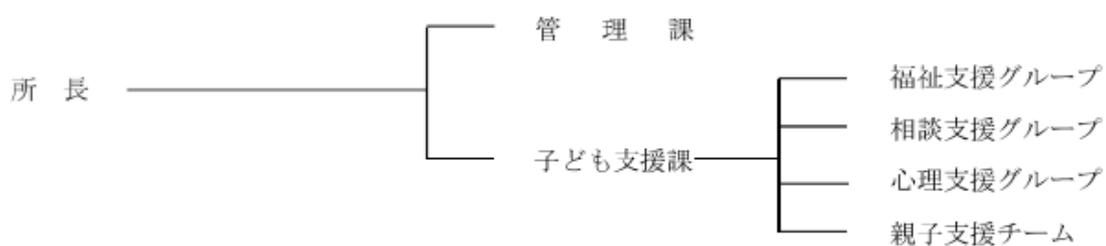
(イ) 平塚児童相談所



(ウ) 小田原児童相談所



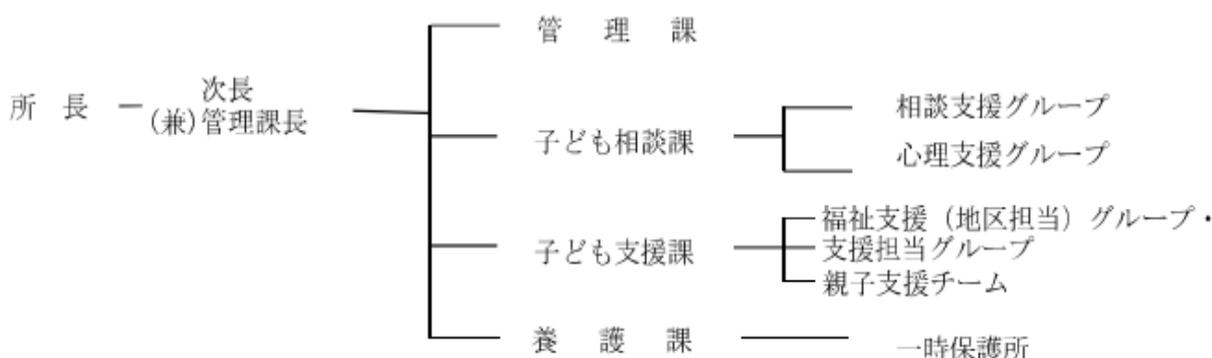
(エ) 鎌倉三浦地域児童相談所



(オ) 厚木児童相談所



(カ) 大和綾瀬地域児童相談所



イ 職員配置

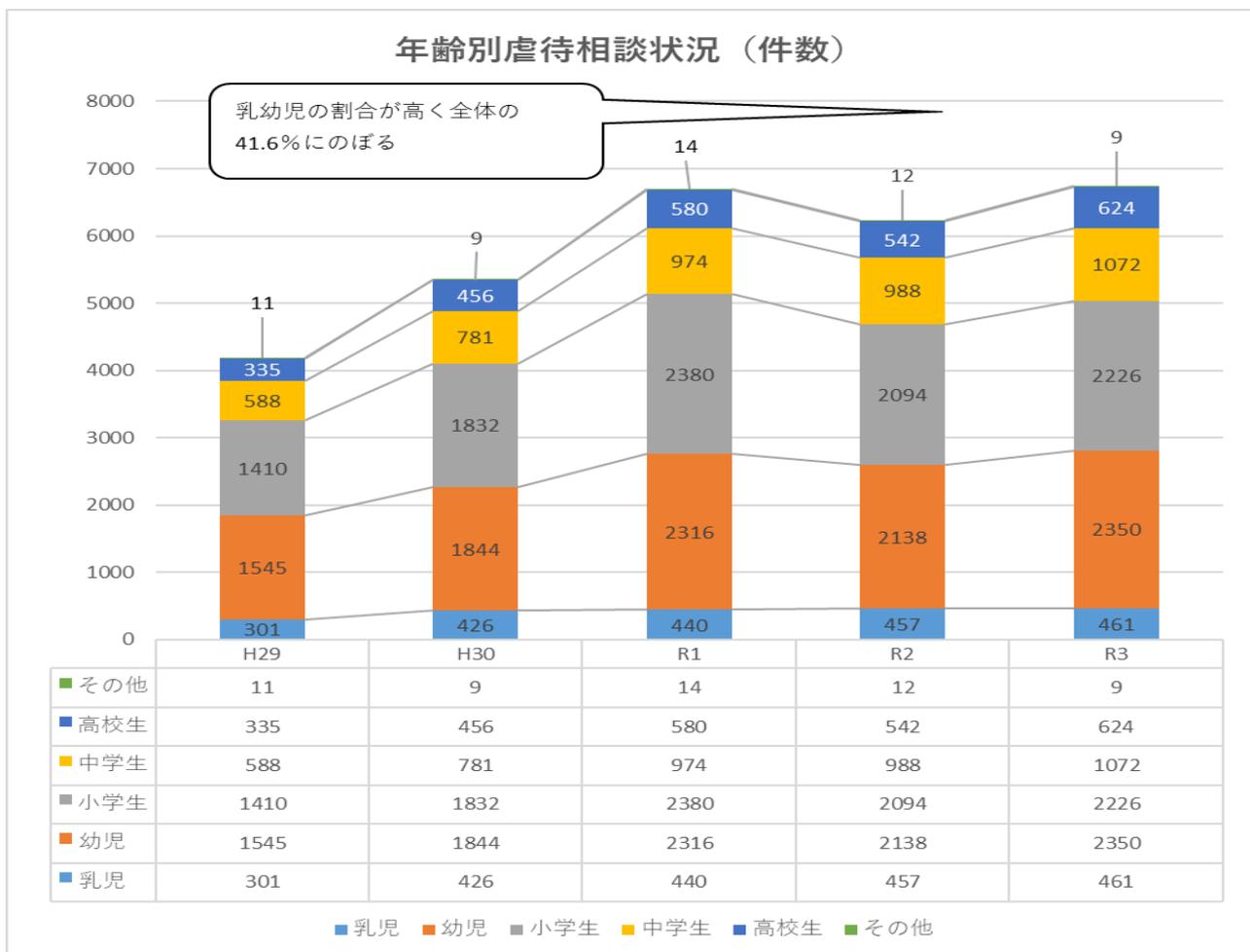
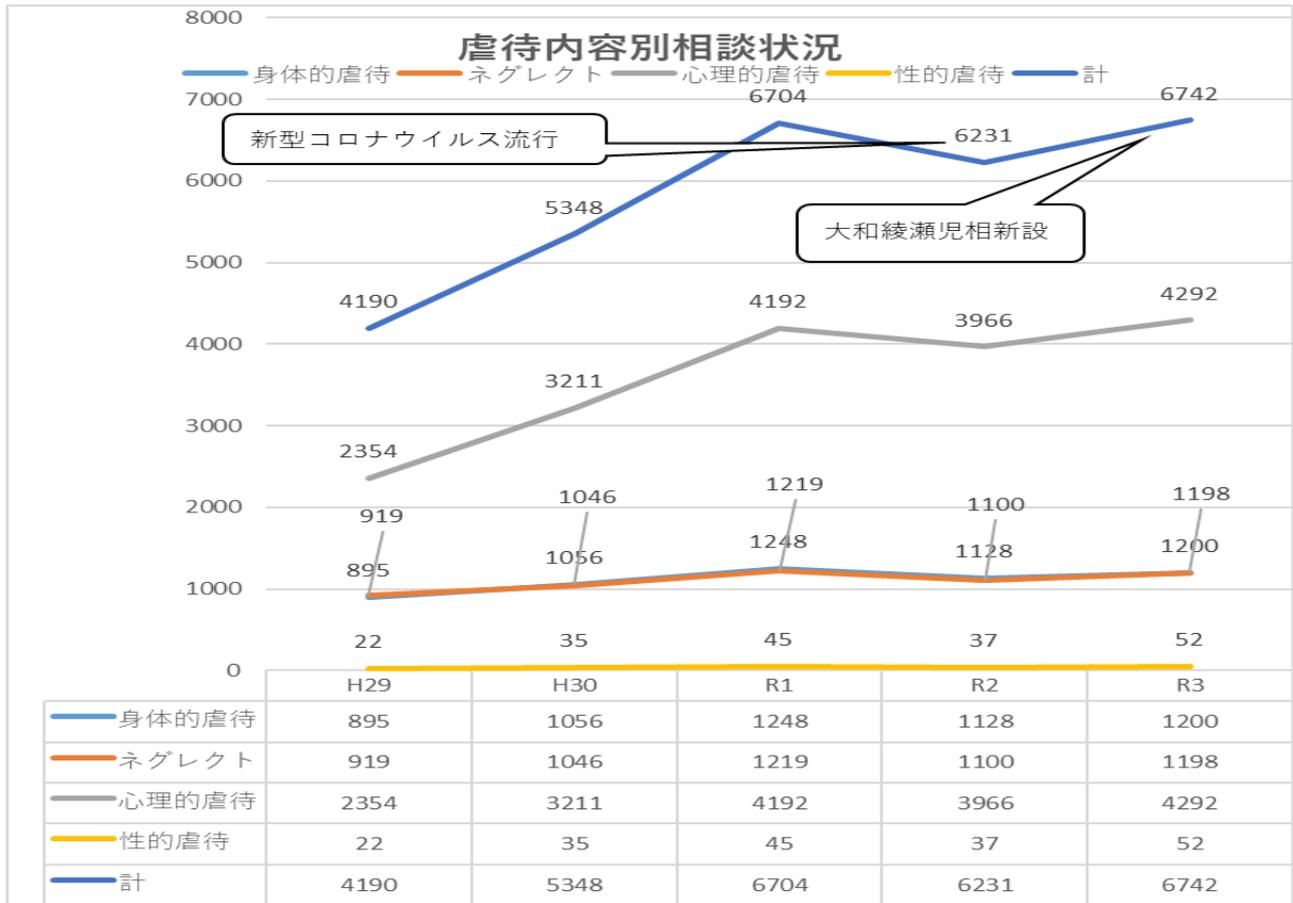
(平成29年4月1日現在) (人)

職 職 名 種 児 童 相 談 所 名	所 副 所 長 長	課 長	一 般 事 務	児 童 福 祉 司	児 童 相 談 員	児 童 指 導 員	児 童 心 理 司	保 育 士	保 健 師	そ の 他	小 計	非 常 勤 職 員			
												医 師	弁 護 士	そ の 他	小 計
中 央	2	4		28	5	12	10	1	1		63	3	1	22	26
平 塚	2	3	2	16	3	14	7		1	5	53	2	1	19	22
鎌倉三浦	1	2	1	8	3		4		1		20	1	1	4	6
小 田 原	1	2	1	8	3		5		1		21	1	1	4	6
厚 木	2	3	2	26	3	12	7	2	1	4	62	2	1	18	21
計	8	14	6	86	17	38	33	3	5	9	219	9	5	67	81

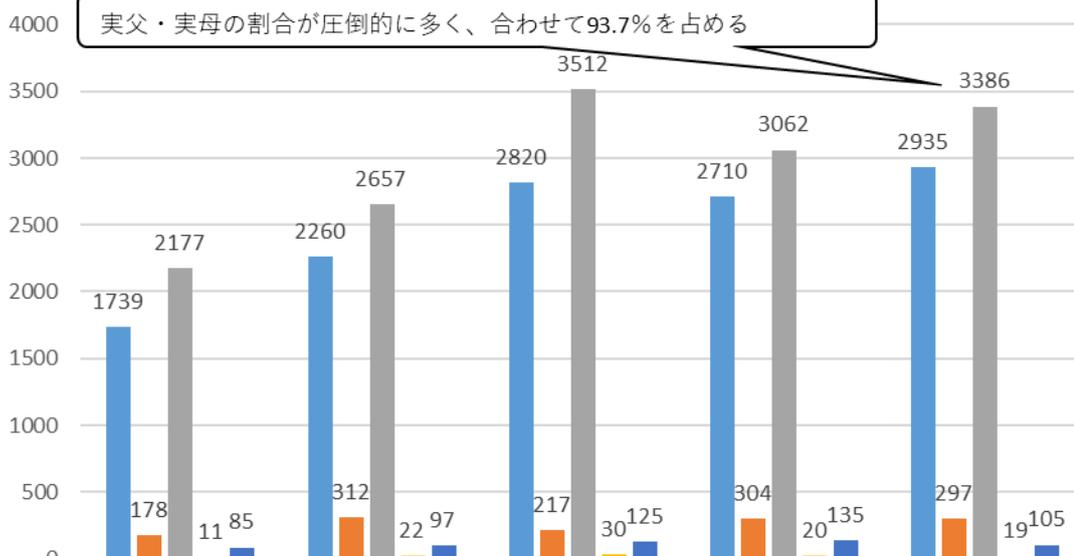
(令和3年4月1日現在) (人)

職 職 名 種 児 童 相 談 所 名	所 副 所 長 長	課 長	一 般 事 務	児 童 福 祉 司	児 童 相 談 員	児 童 指 導 員	児 童 心 理 司	保 育 士	保 健 師	そ の 他	小 計	非 常 勤 職 員			
												医 師	弁 護 士	そ の 他	小 計
中 央	2	4	4	41	2		15		1		69	3	1	10	14
平 塚	2	3	2	30	3	13	10	1	1	4	69	2	1	19	22
鎌倉三浦	1	2	1	13	3		4		1		25	1	1	5	7
小 田 原	1	3	1	24	3		7		1		40	1	1	5	7
厚 木	2	4	3	39	3	13	11	1	1	3	80	2	1	24	27
大和綾瀬	1	4		21	3	13	8	1	1		52		1	20	21
計	9	20	11	168	17	39	55	3	6	7	335	9	6	83	98

3 虐待相談対応の状況



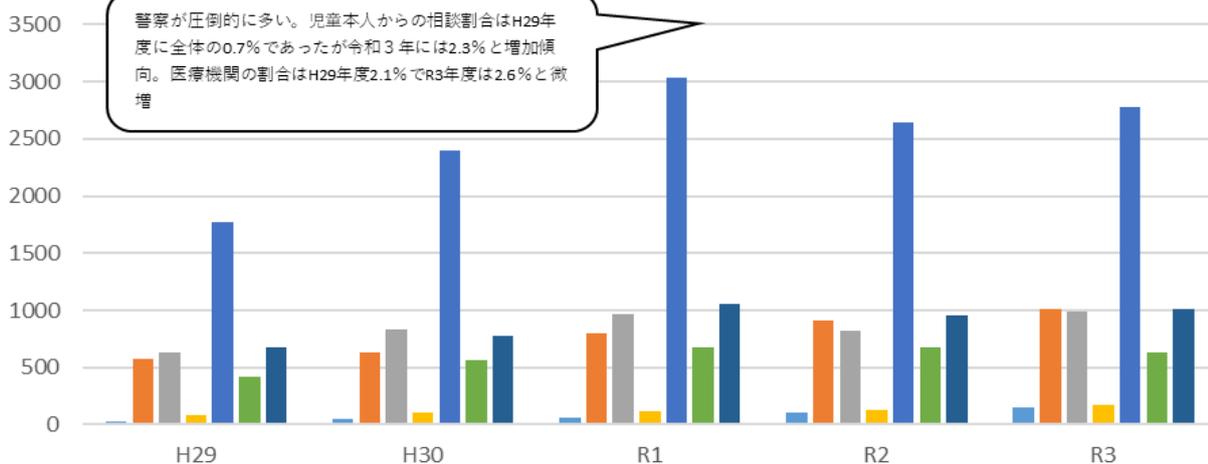
主な虐待者別相談状況（件数）



■ 実父	1739	2260	2820	2710	2935
■ 実父以外の父	178	312	217	304	297
■ 実母	2177	2657	3512	3062	3386
■ 実母以外の母	11	22	30	20	19
■ その他	85	97	125	135	105

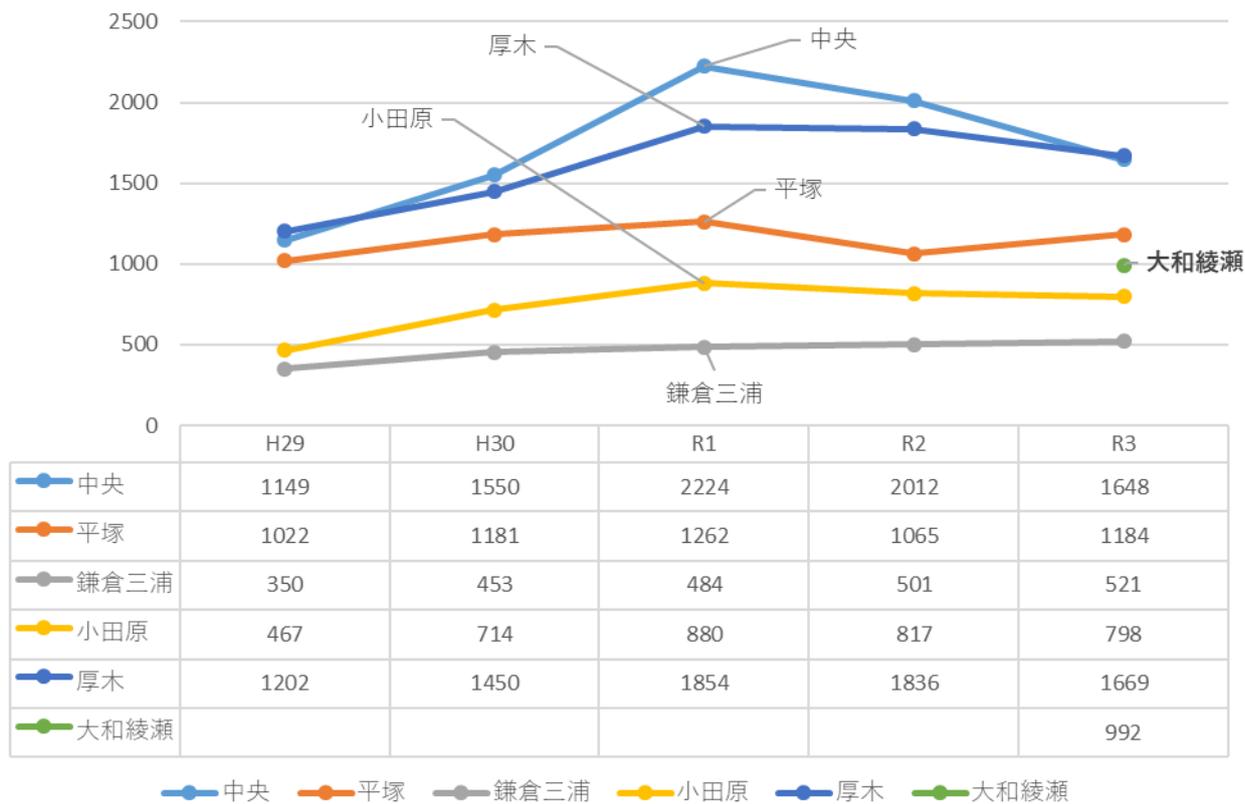
■ 実父 ■ 実父以外の父 ■ 実母 ■ 実母以外の母 ■ その他

経路別虐待相談状況（件数）



■ 児童本人 ■ 家族・親戚（虐待者本人含む）
 ■ 近隣・知人 ■ 医療機関
 ■ 警察等 ■ 教育機関
 ■ それ以外

児童相談所別虐待相談状況（件数）



(参考資料)

- ・ 健発0419号平成25年4月19日 厚生労働省健康局長通知
「地域における保健師の保健活動について」（保健師活動指針）
- ・ 府共第98号 子発0626第1号 令和元年6月26日 内閣府男女共同参画局長・厚生労働省子ども家庭局長通知
「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」
- ・ 令和4年12月15日 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定
「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」
- ・ 令和3年3月 子どもの虹情報研修センター「児童相談所における保健師の活動ガイド」
- ・ 令和3年10月 子どもの虹情報研修センター「児童相談所の保健師のあり方に関する研究」
- ・ 令和5年3月 厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究」
- ・ 平成30年3月 保健・公衆衛生系専門職の人材育成指針かながわ保健・公衆衛生エキスパートナビ
- ・ 平成29年3月 神奈川県保健師の人材育成ガイドライン
- ・ 平成30年3月 神奈川県児童相談所保健師業務10年間のまとめ
- ・ 令和5年3月 神奈川県保健師の活動指針
- ・ 令和5年5月 神奈川県児童相談所保健師業務マニュアル

令和6年3月発行

神奈川県中央児童相談所

保健師 八幡 亜紀子

平塚児童相談所

保健師 中島 理恵子

鎌倉三浦地域児童相談所

保健師 雨宮 美帆

小田原児童相談所

保健師 山本 恵子

厚木児童相談所

保健師 櫻井 ちはや

大和綾瀬地域児童相談所

子ども支援課長 原 和子

保健師 吉澤 佳代

問合せ先 神奈川県中央児童相談所

〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119番地

TEL 0466(84)1600